

桐生市景観計画





はじめに

桐生市では、平成6年4月に桐生市都市景観条例を施行後、同年10月に桐生市都市景観形成基本計画を定め、良好な景観づくりを進めてまいりました。

当市には、桐生新町重要伝統的建造物群保存地区の歴史的まち並み、織物産業の隆盛に伴い造られた、のこぎり屋根建造物や桐生倶楽部会館などの文化財、都市と近接した豊かな自然景観など、様々な要素が凝縮された、美しく特徴的な景観を有しています。

これらを守り、保存・活用を図りながら後世に伝えていくとともに、良好な景観の創出と美しい自然との調和を図っていくため、当市における良好な景観の形成のための総合的な指針として、景観法に基づいて「桐生市景観計画」を作成しました。

本計画では、桐生市都市景観形成基本計画の理念を引継ぐとともに、景観法の理念に沿って景観形成の方針や景観形成誘導基準の設定、景観重要建造物や景観重要樹木、景観地区等の指定の方針等を定めています。

今後は、市民・事業者の皆様と行政が適切な役割分担のもと、それぞれが協力し、より良い景観の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。市民・事業者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の作成に当たり、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、及び関係各位に心より感謝申し上げます、巻頭の挨拶といたします。

平成28年4月

桐生市長

亀山豊文

目次

第1章

計画の目的

- 1-1 計画策定の背景 2
- 1-2 計画の目的 3
- 1-3 計画の基本理念 3
- 1-4 計画の位置付け 4
- 1-5 景観計画の区域 4
- 1-6 計画の構成 5

第2章

景観に関する現況と課題

- 2-1 当市の沿革 8
- 2-2 景観要素の抽出 8
- 2-3 景観要素の類型化 16

第3章

良好な景観の形成に関する方針

- 3-1 共通の方針 18
- 3-2 景観要素別の方針 18
- 3-3 地域別の方針 22

第4章

行為の制限に関する事項

- 4-1 景観の形成・誘導に関する基本的な考え方 44
- 4-2 届出の対象となる行為 46
- 4-3 景観の形成及び誘導に関する基準 47

第5章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

- 5-1 景観重要建造物の指定の方針 . . . 60
- 5-2 景観重要樹木の指定の方針 62

第6章

屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

- 6-1 屋外広告物の規制・誘導についての基本的な考え方 64
- 6-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 64

第7章

景観重要公共施設に関する事項

- 7-1 景観重要公共施設の指定の方針 66
- 7-2 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方 66
- 7-3 占用許可に関する基本的な考え方 66

第8章

景観地区等の指定の方針

- 8-1 地区の指定方針 68
- 8-2 地区の指定候補地 68

第9章

良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

- 9-1 景観形成に向けた市民、事業者、行政の役割 74
- 9-2 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて 74

資料編

- ・用語集 78
- ・「桐生市の景観に関するアンケート」調査結果 80
- ・桐生市景観計画等 策定体制 89
- ・桐生市景観計画等 策定経過 92

第1章 計画の目的



錦桜橋から渡良瀬川と赤城山を望む

1 計画の目的

1-1 計画策定の背景

当市では、戦後の急速な都市化の進展に伴い、景観よりも経済性や機能性が優先された状況にありましたが、その中でも商店街の統一的な意匠の形成を図るなど、先進的な景観整備にも取り組んできました。高度成長期から成熟期に移行する中で、公共施設の形態・意匠等についての周辺景観への配慮や、住民によるのこぎり屋根工場や本町の歴史的まち並みの保存活動などの取組も始まり、良好な景観形成に向けた気運が徐々に高まってきました。

そのような中、当市では平成6年4月に桐生市都市景観条例を制定し、同年10月には桐生市都市景観形成基本計画を策定し、「桐生らしい良好な景観をはぐくみ、うけつぎ、つくりだし、つちかう」ことを目標に、大規模行為の届出制度により、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等に対して指導・相談等を行ってきたほか、都市景観形成啓発事業として景観展示会や「子どもまち並み観察隊」などにより市民の意識啓発を図るなど、様々な取組を進めてきました。

国においても、景観に関する様々な課題が生じてきていることを受け、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現のため、平成16年に景観法(以下、「法」と表記)が制定されました。このことを受け、法に基づいて地方自治体が景観行政団体となり、景観計画を定めることにより、法的拘束力を有する規制や届出制度、景観地区等の指定など、総合的に実効性のある取組ができるようになりました。

当市においても、桐生市都市景観形成基本計画の策定以後、平成17年6月の新里村・黒保根村との合併や平成24年7月の桐生新町重要伝統的建造物群保存地区選定など、当市の景観を取り巻く環境にも変化が見られたことから、桐生市都市景観条例を改正するとともに、桐生市都市景観形成基本計画の見直しを行うこととしました。

1-2 計画の目的

当市は、江戸から明治・大正・昭和と織物のまちとして隆盛を誇り、その繁栄・発展の中で歴史・文化が築かれ、渡良瀬川やまちを取り囲む山々など、豊かな自然と融合しながら特徴ある景観が形成されてきました。これらの景観は、私たちに歴史や文化を伝えるのみならず、私たちが暮らし、学び、働く桐生への愛着や誇り、魅力、そして生活する環境などにも大きく関わっています。

この計画は当市固有の景観を形成するに至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝えるとともに、景観法の基本理念を踏まえて市民・事業者・行政がまちづくりや景観形成に参加し、適切な役割分担と協力関係のもと、当市特有の景観を保全し、また魅力ある景観を形成していくための共通の指針として定めるものです。

1-3 計画の基本理念

計画の目的を踏まえ、次の3つの基本理念をもとに計画を策定します。

①“桐生らしさ”を守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ

身近にあるまち並みや、山・川などの自然をはじめ、日常目にする景色・風景は突然に出来上がったものではなく、桐生に暮らし、働く人々が歴史を積み重ねた結果、形成されたものです。その中で培われた“桐生らしさ”を適切に守り、残すとともに、より洗練され、魅力ある桐生を後世に受け継ぎ、個性があふれ、愛着と誇りを持てる桐生の景観をつくります。

②“生活景”に配慮し、日常の景観の質を高める

日頃、生活の中に紛れてなかなか気づかない、生活の中の一部となっている景観（生活景）は、色彩などの秩序が乱れた建物などが1つ造られるだけで生活景の質は著しく低下し、まち並みも乱れたものになってしまいます。景観は小さな要素一つ一つの積み重ねであることから、桐生に暮らし、働く一人一人が、より良い景観を守り、育てていくための方向性や守るべきルールを定め、人々が快適に生活できる、まちや地域にふさわしい景観をつくります。

③“市民が主体のまちづくり”を推進する

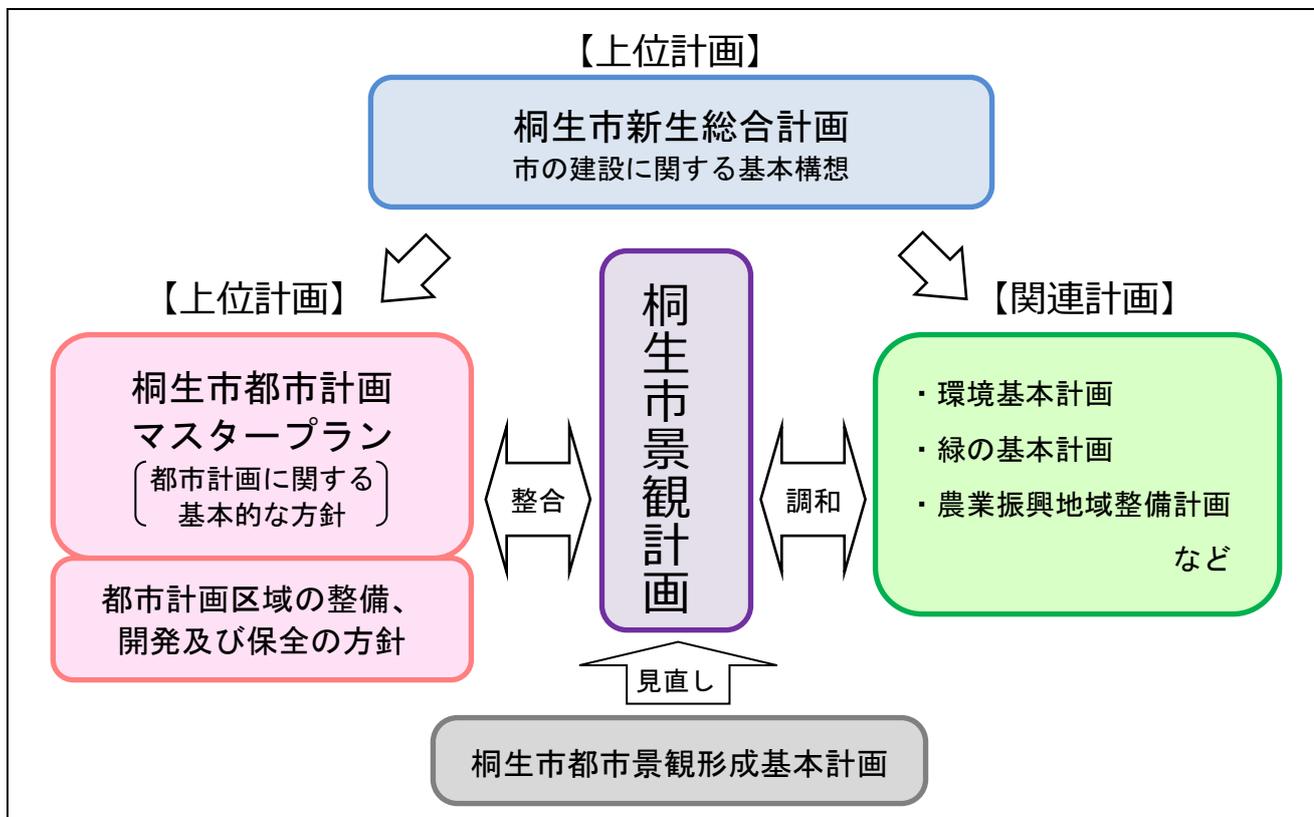
まちの中の活動は、そのほとんどは市民一人一人の活動によるものであり、その積み重ねから当市の景観は形成されます。また、道路整備などの行政による大規模事業についても、近年では住民意見を積極的に反映する時代となっており、今後は市民の担う役割もより大きくなっていくと想定されます。今後は市民一人一人がまちづくりや景観形成に対して興味や理解を持ち、取組を進められるよう、情報の共有化や体制の整備などを積極的に図るための方策を定め、にぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

1-4 計画の位置付け

本計画は、景観行政団体である当市が法第8条に基づいて定める、当市の景観形成に関する総合的な指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、桐生市都市景観形成基本計画の理念を継承しながら、自然や歴史、産業など当市が有する景観の特徴や、景観形成に関する課題などを踏まえ、景観の形成に関する基本的な考え方を示します。さらに、上位計画となる「桐生市新生総合計画」や「桐生市都市計画マスタープラン」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などと整合を図るとともに、関連する諸計画との調和を図ります。

図 1-1 景観計画の位置付け



1-5 景観計画の区域

景観計画区域については、「当市固有の景観を形成するに至った自然・歴史・産業・伝統・文化などを後世に適切に伝え、魅力ある景観を形成する」という本計画の趣旨を踏まえ、市の全域とします。

1-6 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の目的

計画の策定背景と目的を示すとともに、計画の基本理念、景観計画区域の範囲を定めます。

第2章 景観に関する現況と課題

当市の景観要素ごとの現況把握を行い、その特徴や課題を抽出します。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

桐生らしい、より良い景観をつくっていくための方針を、要素の性質ごとに分類して示すほか、地域ごとの特性を踏まえた地域別の方針を定めます。

第4章 行為の制限に関する事項

良好な景観の形成・誘導のための行為制限や届出制度、良好な景観の形成のための基準を定めます。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

当市の良好な景観の形成にあたって特に重要な役割を担う建造物・樹木を景観重要建造物または景観重要樹木に指定するための方針を定めます。

第6章 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

景観形成の大きな要素である屋外広告物について、設置等にあたっての規制・誘導の方針を定めます。

第7章 景観重要公共施設に関する事項

景観形成の先導的役割を担う公共施設について、景観重要公共施設に指定するための方針を定め、その整備についての基本的な考え方を示します。

第8章 景観地区等の指定の方針

特に良好な景観の形成を一体的に図るべき地区を景観地区等に指定するための方針を定めます。また景観地区等のモデル地区候補についても示します。

第9章 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

より良い景観と住み良いまちをつくり、育て、適切に後世に引き継いでいくためのそれぞれの担う役割や、市民・事業者による取組に対する支援の方法、計画的な景観形成の推進方策について定めます。



第1章



第2章 景観に関する現況と課題



コロンバス通りの街路樹（ハナミズキ・ツツジ）

2 景観に関する現況と課題

2-1 当市の沿革

当市は面積 27,445ha、人口 121,704 人(平成 22 年国勢調査)の都市で、群馬県の東端に位置し、市の中心は東京から約 90km、県都の前橋市から約 25km の位置にあります。面積の約 7 割が山林で、平地は渡良瀬川の扇状地などに限られていますが、四季の豊かな彩りと都市的空間の共存した特徴ある景観を有しています。

当市は古くから織物のまちとして知られ、織物産業の隆盛は市街地の形成にも反映されています。戦後、織物産業から機械金属系産業などへの転業が進み、全体に対する織物産業の割合は減少していますが、織物産業は依然として当市の中核的産業の一つであり、桐生らしさを代表するものと言えます。

市制の施行は大正 10 年で、昭和に入ってから近隣の村々との合併を行い、その後平成 17 年に新里、黒保根の 2 村と合併し、現在に至ります。

2-2 景観要素の抽出

私たちが普段目にする景色、まち並みなどの景観は、大きく分類すると山・川・森林などに代表される自然的景観、神社仏閣や文化財、地域の祭礼・伝統行事などに代表される歴史的景観、商店街や住宅地、工業地など都市活動に起因する都市的景観など様々なものが混ざり合っているように映っています。

また、景観は建造物や神社仏閣、樹木などの点的要素、道路や線路、河川などの線的要素、住宅地・工業地・田園風景・公園・緑地などの面的要素、さらには風景、眺望などの広がり・奥行きを有する空間的要素に分けることができます。

そこで本項では、当市における主な景観要素を分類ごとに抽出し、景観に関する現況把握を行います。

(1)自然的景観

山地・丘陵地・平野などの地形や河川や湖などの水系・植生などの自然的条件は、風景の主体やバックグラウンドとしてその姿が地域の景観に影響を及ぼすだけでなく、そこに暮らす人たちの社会経済活動にも強く影響を及ぼし、地域独特の景観を育む基盤となっています。

①山地・丘陵地

市域北西部から北東部の一帯には、赤城山や群馬県と栃木県にまたがる足尾山地がそびえ、急しゅんな地形を刻んでいます。また南東部には標高約 290m の茶臼山を含む、比較的なだらかな地形の八王子丘陵が広がり、南西部の新里町には雷電山が小高い丘のように緩やかに構えています。

②平野

当市の平野部は、市域東部の市街地や相生町・広沢町などでは渡良瀬川とその支流である桐生川や山田川によって形成され、市域西部の新里町南部では赤城山の長く緩やかな裾野が基礎とな

って形成されています。水量豊富な渡良瀬川では、洪水により幾度となく川の軌跡を広げながら、周辺に沖積低地や洪積台地、河岸段丘を形成しており、また桐生川と山田川の扇状地では、緩やかな盆地状となっています。

③河川・湖など

●渡良瀬川

渡良瀬川は足尾山地の皇海山を起点とする延長約108kmの川であり、このうち市内には黒保根町の上流域約5kmと相生町から広沢町にかけての中流域約11kmの計約16kmが流れています。上流では彩り豊かな溪谷美と清らかな水の流れを有し、中流域では水量豊かで河道や中州などが発達した雄大な景観がみられるなど、上流から中・下流にかけて変化に富んだ表情をもっています。広い河川敷には公園等が設置され、都市内の貴重なオープンスペースとして、多くの人々に利用されているほか、春にはアユやイワナなどの放流が行われ、釣りの名所にもなっています。

●桐生川

桐生川は足尾山地の根本山を起点とする延長約58kmの川です。市内を流れるのは源流部から下流域までの約26kmで、アユ・ウグイ・ヤマメ・イワナなどが生息し、川のりが採れる清らかな流れが安らぎある景観を見せています。上流部は桐生川源流林が森林浴の森日本100選及び水源の森百選に選ばれているほか、蛇留淵^{じやるぶち}・千代の滝^{だいこおろし}・大涌下などの優れた溪谷美を有しています。中・下流はオギやヨシの群落も見られ、都市化の進んだ市街地のオープンスペースとして、貴重なものとなっています。

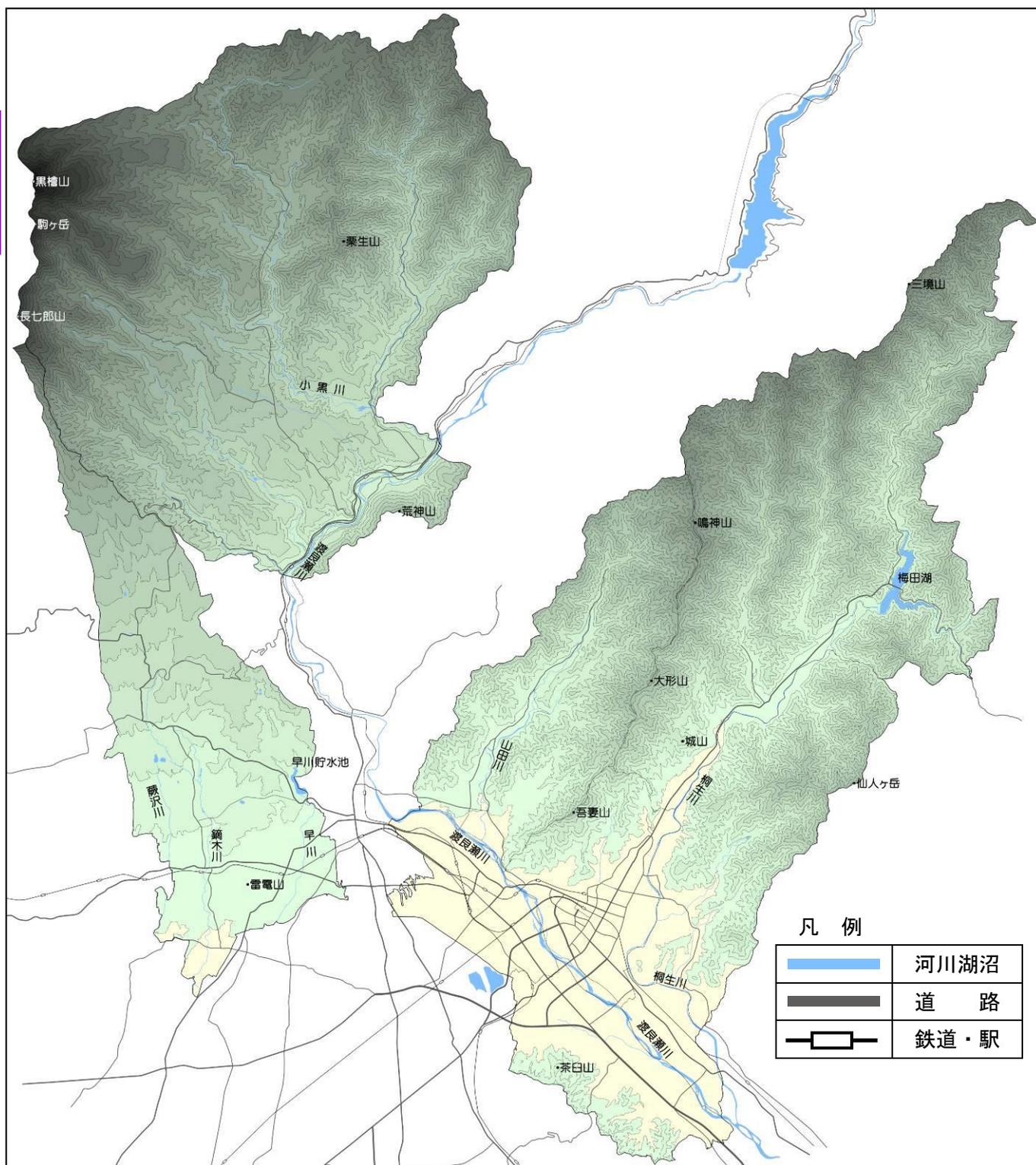
●その他の川

市内には渡良瀬川、桐生川のほか、渡良瀬川の支流として川内町を流れる山田川、新里町を流れる早川、鐮木川、黒保根町を流れる小黒川などがあります。地域の生活や産業など、様々な場面で川は深い関わりを有しており、また身近な水辺風景としても重要な景観要素の一つとなっています。

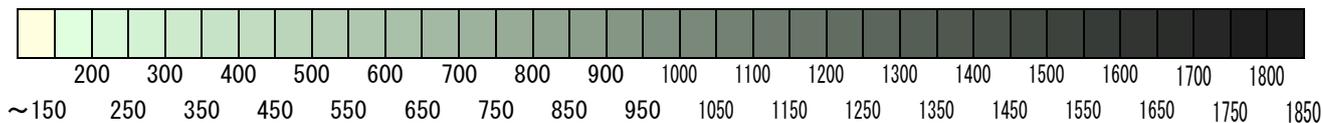
●梅田湖

梅田湖は洪水調整・農業用水・水道用水・発電などを目的に造られた桐生川ダムによる人造湖で、マス・ヤマメ・ワカサギなどの釣りやボート・カヌーなどを楽しめる、市民の憩いの場となっています。

図 2-1 当市の地勢



標高凡例 (単位 : m)



(2)歴史的景観

現在の景観は長い歴史の蓄積のもとに形成されています。その時代ごとの文化や産業、生活などの様子を示す様々なものが現在まで継承されており、歴史的な景観として地域に根付き、地域固有の景観形成に寄与しています。

①神社・仏閣

毎年^えびす講でにぎわう西宮神社、桐生新町の町立ての起点とされた天満宮、県指定文化財の栗生神社などの神社や、浄運寺や大雄院などの寺院仏閣のほか、縁日でにぎわう^{ひぎり}日限地蔵尊など、多くの神社仏閣を有しています。これらの神社仏閣は、桐生の歴史を今に伝えています。

また、神社仏閣の周囲を囲む社寺林は、地域の歴史を伝えるだけでなく、都市内の貴重な緑地として、その風致の維持・向上に対して大きな役割を担っています。

②歴史的建造物

●原始

隣接する笠懸町の岩宿遺跡で旧石器時代の石器が発見されたほか、本市においても武井遺跡(新里町武井)などで旧石器時代の出土品が多数発見されています。また千網谷戸遺跡(川内町三丁目)など縄文時代以降の遺跡等も多数見つかり、この地域では古くから人が生活していたと推測されます。

●古代～中世

「続日本紀」や正倉院の供物などから、奈良時代には仁田山地方(現在の川内町)で絹織物の生産が行われていたと伝えられており、江戸時代まではこの地域の絹織物は、仁田山^{つむぎ}紬と呼ばれていました。桓武天皇期に興ったとされる白瀧姫伝説が知られており、白瀧神社(川内町五丁目)は白瀧姫を祭神として祭っています。

飛鳥時代頃の仏教伝来以後、群馬県には白鳳時代頃に伝わったとされていますが、本市においても武井廃寺塔跡(国指定史跡)(新里町武井)や、僧道輪が経典を安置したとされる山上多重塔(国指定重要文化財)(新里町山上)などの遺構から、8世紀頃には仏教文化が伝わっていたことが推測されます。

平安時代中期に編さんされた「延喜式」の神名帳には、「上野之部」12社に美和神社(宮本町二丁目)と賀茂神社(広沢町六丁目)が掲げられています。なお、賀茂神社は市の自然緑地保護地区にも指定され、現在までその良好な景観を伝えています。

鎌倉時代に前桐生氏の当主桐生六郎が築いたとされる梅原館跡(梅田町一丁目)は、その後、後桐生氏や由良氏により治められ、ここを起点に町屋が形成され、城下町になったとされています。これが後の桐生新町の元となったと考えられています。また、後桐生氏が築いたとされる^{ひしゃくやま}柄杓山城は、現在まで掘割や本丸跡など多くの遺構が残されているほか、春には周辺一帯に桜が咲くなど、歴史的遺構だけにとどまらない良好な景観要素となっています。

●近世～近代

安土桃山時代から江戸時代初期にかけて、徳川氏の代官大久保長安の手代大野八右衛門により、桐生新町が形成されました。現在もその地割や沿道に建ち並ぶ土蔵など、当時の面影を残しています。また桐生新町重要伝統的建造物群保存地区に建ち並ぶ、天満宮や矢野本店・店蔵の歴史的なまち並みや、市内に点在するのこぎり屋根の工場など、明治時代から昭和時代初期にかけて、織物産業の発展とともに形成された建物は、当市の景観の特徴的な要素となっています。

また、^{あかがね}銅街道沿いには足尾銅山の採掘が盛んだった時代に敷設された足尾線（現在のわたらせ渓谷鐵道）があり、国の登録有形文化財に登録された、明治時代後期から大正時代当時の最新技術を用いて建設された橋梁やトンネルなど、日本の近代化に寄与した建造物が沿線に残されています。

このほか、江戸時代の建築物の特徴を現在に伝える彦部家住宅（国指定重要文化財）（広沢町六丁目）や、明治時代以降、西洋文化に影響を受けた桐生明治館（旧群馬県衛生所）（相生町二丁目）や桐生倶楽部会館（仲町二丁目）、絹撚記念館（巴町二丁目）など特徴ある意匠の建物が多数残されています。

(3)都市的景観

私たちの周りの景観は、歴史的に蓄積された基盤があり、そこに産業構造の変化などが要因となり、日々変化を続けています。近代以降の発展と共に形成された、交通網や商工業、大規模建造物など、都市活動に起因する景観要素は今日の景観に大きな影響を及ぼしています。

①交通網

●道路

道路は公共空間と私的空間（建物や敷地など）の接点として、また歩道や並木・車道・沿道建物や広告物など、多様な利用形態が複層的に連なる空間として、景観を形づくる主要因の一つです。

道路には、主として都市間交通や通過交通を担う主要幹線道路、都市内の根幹的交通を主に担う幹線道路、地域住民の生活を担う補助幹線道路があり、その機能ごとに沿道景観も異なる傾向にあります。

市内では主に国道3路線（50号、122号、353号）、主要地方道8路線などが都市間・都市内の主要交通を担っています。交通量の多い道路などでは沿道に店舗等が建ち並び、にぎやかな景観を形成しています。歩道等に植えられたサクラ・ハナミズキなどの街路樹や沿道施設の緑地などは、四季の移り変わりを感じ、また通行者や沿道住民の安らぎの場として、景観に彩りを加えています。また、郊外部を通過する路線では、点在する集落や田畑・山林など懐かしい山村風景が広がっています。

幅員の狭い市道など市民の生活に密着した道路では、住宅をはじめとした建物や境界部の垣根や壁・門扉など、より生活に密着したまち並みが広がっています。また、道路と建物の間の庭や植栽、駐車場などは公空間と私空間の中間領域として、まち並みにリズムと変化を与えており、ゆとりある景観形成に寄与しています。

●鉄道

市内には JR 両毛線、東武鉄道桐生線、上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道の 4 路線があります。桐生駅や新桐生駅、西桐生駅、新里駅などの駅舎は地域のランドマークとしても機能しています。

・ JR 両毛線

桐生駅前後の区間が高架化され、車窓からは市街地や市を囲む山並みを望むことができます。しかしながら、高架橋が市街地を東西に横切っており、市街地景観を分断する要素となっています。桐生駅の南北駅前広場は、駅周辺にゆとりある空間をもたらしていますが、駅舎は市を代表する玄関口としてのシンボル性が弱く、印象が弱い傾向にあります。

また、渡良瀬川橋梁では、車窓から望む渡良瀬川や上流部の山々の景色のほか、河川敷等から渡良瀬川や山々を背景として車両や橋梁を望む景色が特徴的です。

・ 東武鉄道桐生線

新桐生駅の駅舎はデザインが印象的で、駅前広場のポスト等も駅舎に合わせたデザインとなっています。駅近くの(主)桐生伊勢崎線には桜並木もあり、四季の彩りが感じられます。

・ 上毛電気鉄道

西桐生駅の駅舎は国の有形登録文化財となっており、その特徴的なデザインを現在に伝えています。路線は単線で短い駅間をのんびりと走る光景は懐かしさを感じさせるとともに、渡良瀬川橋梁からは素晴らしい景色を望むことが出来ます。

・ わたらせ渓谷鐵道

水沼駅は“関東唯一の緑に囲まれた天然温泉付きの駅”として関東の駅百選に選ばれ、住民・観光客に親しまれています。近代日本の草創期から変わらない、単線からなる路線は、相生町から黒保根町にかけて渡良瀬川に沿って通っており、車窓からは四季折々の風光明媚な景色を楽しむことが出来ます。特に秋の紅葉は素晴らしく、多くの観光客が訪れています。

②産業

●商業

市内には MEGA ドン・キホーテ(末広町)・ヤオコーマーケットシティ(相生町一丁目)・カスミ(相生町五丁目)・ベイシア(新里町小林)などの大型店舗のほか、本町通りと末広町通りに商店が建ち並んでいます。大型店舗の規模は、周辺都市に比べて小さい傾向にありますが、建物規模自体は大きいため、景観上の大きな要素となっています。

本町通り、末広町通りの商店街では、洋服店や飲食店などが多く見られます。街路事業により道路部分はゆとりあるスペースが確保されましたが、一方でアーケードの老朽化やシャッターが閉じたままの店舗が増えるなど、景観の阻害要因が増えています。近年では、商店街の一部でアーケードの撤去や LED 防犯灯の整備による明るいまち並みの形成に取り組む事例も見られます。

沿道型商業地では、幹線道路沿いに多様な店舗が立地し、広告物なども含めてにぎやかな地域も見られますが、各企業・店舗で建物壁面等や広告物等の色彩・形態・意匠等に統一性が無く、景観が不調和になっている場所も見受けられます。

●工業

織物関係の工場は、桐生川や山田川の周辺地域をはじめ、市内の広い地域に分布しています。また織物工場特有の、のこぎり屋根工場も市内に多く点在しており、当市の織物産業の歴史を表す特徴の一つといえます。

近年では大規模工場の多くは機械金属系工場が占めています。1工場あたりの規模も年々大規模化する傾向が見られ、景観に対する影響は大きくなっているといえます。また、企業・工場の転入・転出は、その規模の大きさから周辺景観が大きく変化してしまい、景観の阻害要因となるケースも見られます。

●農林業

主に農業振興地域となっている新里町・黒保根町にまとまった農地が広がっています。そのほか、桐生地区では広沢町や相生町・川内町・菱町・梅田町などに農地が点在しています。新里町南部では平坦で広い田畑が多く見られるのに対し、新里町の北・中部や黒保根町では尾根や谷など急しゅんな地形的要件もあり、段々畑のような農地が主体となっています。

また、黒保根町や梅田町では林業も盛んで、スギやヒノキなどの針葉樹を主体として植樹、生産されています。

新里町及び黒保根町では、一面に広がる農山村風景が地域の特徴的な景観要素となっています。

③公園・緑地等

公園や緑地は、都市内の貴重なオープンスペースとしての役割や、緑地のネットワークを構成する重要な要素となっています。また、市内には新川公園や南公園をはじめ、桐生が岡公園・吾妻公園・山上城跡公園・桐生市総合運動公園など様々な機能を有する公園やぐんま昆虫の森などがあり、市民の憩いの場として利用されています。

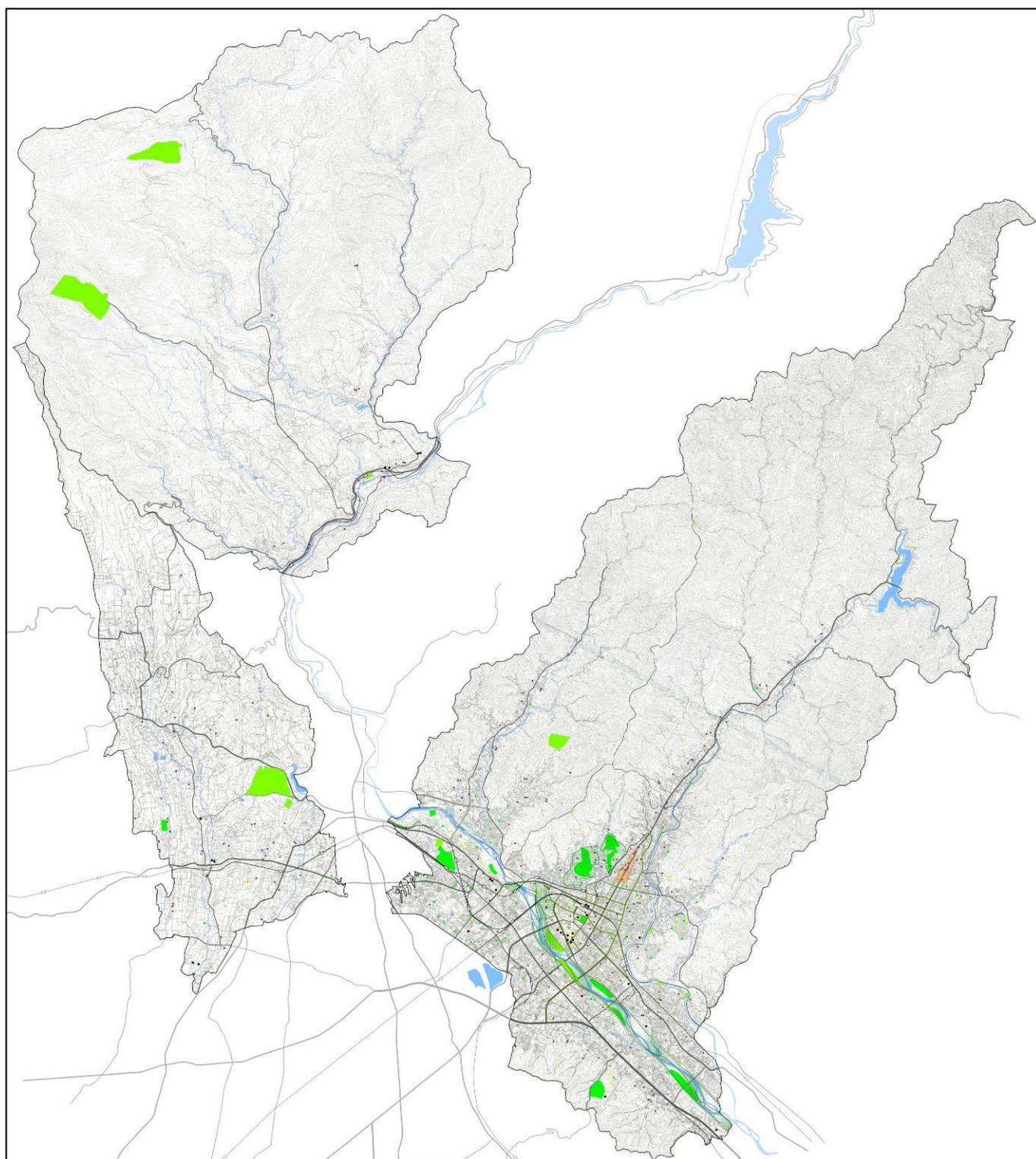
このほか、渡良瀬川河川敷に広がる渡良瀬川河川緑地や、コロンバス通りなどの街路樹、市内に4箇所ある風致地区などの都市内緑地は、無機質になりがちな都市のまち並みに彩りと変化をもたらしています。

④文化・芸能

毎年8月に行われ、多くの来訪者でにぎわう桐生八木節まつりをはじめ、祇園祭やゑびす講、日限地蔵縁日など市内各地で祭礼行事が行われており、地域の人々の暮らしに根付く形で現在も継承されています。

また、山上城跡公園で行われている新里薪能や、黒保根町の涌丸・前田原で行われている獅子舞など地域固有の伝統芸能なども各地域で行われています。

図 2-2 景観資源分布図



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	伝統的建造物群保存地区		風致地区		緑地・緑地保全地区
	都市公園		その他の公園等		街路樹・植樹帯
	官公庁施設		学 校		神社仏閣等
	文化財		主な眺望点		

2-3 景観要素の類型化

(1) 景観要素の分類

前項で抽出した景観要素を、見る側の視点(見え方)ごとに次の4つに分類・類型化します。

- ① 点の景観(目の前の建物・樹木など) ② 線(軸)の景観(線的な奥行きのある景観)
- ③ 面の景観(広がりのある景観)
- ④ 眺望景観(高所などから望み見る景観、低地から遠方を望む景観)

表 2-1 景観要素の分類

	点の景観	線(軸)の景観	面の景観	眺望景観
自然的景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹木・植生 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相生のマツ ・ 野の大クスノキ ・ サクラソウ自生地 ・ 土橋のおかめサクラ ・ 藤生沢のお角サクラ ・ 群大工学部のサクラ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地内の河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡良瀬川中流 ・ 桐生川 ・ 山田川 ● 郊外部の河川 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡良瀬川上流 ・ 桐生川源流 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林 ● 湖沼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 梅田湖 ● 風致地区 ● 社寺林 	<ul style="list-style-type: none"> ● 山を望む景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤城山 ・ 吾妻山 ・ 八王子丘陵 ・ 雷電山 ● 川を望む景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡良瀬川 ・ 桐生川 ● 鉄道からの景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒保根の山並み
歴史的景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的建物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 彦部家住宅 ・ 梅原館跡 ・ のこぎり屋根 ・ 桐生明治館 ・ 桐生倶楽部会館 ・ 絹然記念館 ・ 西桐生駅舎 ● 寺社 ● 文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・ 武井廃寺塔跡 ・ 山上多重塔 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町通りの歴史的まち並み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的地区 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮本町の洋館群 ・ 柄杓山城跡 ・ 彦部家住宅周辺 ・ 伝統的建造物群保存地区 ● 寺社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天満宮 ・ 浄運寺 ・ 西宮神社・美和神社 ・ 賀茂神社・泉龍院 ・ 大雄院 ・ 白瀧神社 ・ 栗生神社 	
都市的景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前広場 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桐生駅 ・ 新桐生駅 ● 公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 ・ 市民文化会館 ● 大規模施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗 ・ 工場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国県道 ・ 中通り大橋線 ● 生活道路 ● 歩行者専用道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡登緑道 ・ 渡良瀬川堤防道路 ● 街路樹 <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜並木 ・ ハナミズキ並木 ・ ツツジ植栽帯 ● 鉄道 <ul style="list-style-type: none"> ・ JR 両毛線 ・ 東武鉄道桐生線 ・ 上毛電気鉄道 ・ わたらせ渓谷鐵道 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業地景観 ・ 工業地景観 ・ 住宅地景観 ● 公園・緑地等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新川公園 ・ 南公園 ・ 桐生が岡公園 ・ 吾妻公園 ・ 山上城跡公園 ・ 渡良瀬川河川緑地 ・ 街区公園 ・ 県立ぐんま昆虫の森 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市を望む景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶臼山 ・ 水道山展望台 ・ 青葉台住宅団地 ・ 桐生が岡遊園地 ● 鉄道からの景観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡良瀬川橋梁
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 八木節まつり ・ 祇園祭 ・ 糸びす講 ・ 日限地藏縁日 ・ だるま市 ・ 新里薪能 ・ 獅子舞 			

第3章 良好な景観の 形成に関する方針



柄杓山のサクラと桐生川

3 良好な景観の形成に関する方針

3-1 共通の方針

私たちの身の周りの景観は、一朝一夕に出来上がったものではありません。現在まで受け継がれてきた桐生らしい景観は、全ての市民で分かち合い、つくり、そして適切に後世へ引き継いでいく必要があります。そのためには、“景観はみんなのもの”であることを市民一人一人が認識し、より良い景観の創出のために協力していかなければなりません。

第1章「計画の目的」を具体化し、桐生らしい、より良い景観をつくっていくため、次のとおり景観形成の基本方針を定め、市民・事業者・行政が力を合わせて取り組んでいきます。

●景観形成の基本方針

方針① 愛着と誇りの持てるまちの形成

まちや地域にふさわしい景観を形成し、人々が快適で、愛着と誇りを持てる桐生をつくる。

方針② 活気あふれる美しいまちの形成

人の集まる地域に、活気とにぎわいのあふれる景観を形成し、活力のある桐生をつくる。

方針③ 個性豊かなまちの形成

地域の特性を景観に生かし、特色ある表情をつくり、個性豊かな桐生をつくる。

3-2 景観要素別の方針

本項では、前章に示した景観要素別の現況や景観に関する課題を受け、これらの要素ごとの特徴や、前項で示した共通の方針などを踏まえ、様々な景観要素の特徴を生かした整備、開発、保全等についての方針を示します。

(1)要素の種類ごとの方針

①自然的景観

当市の景観は、赤城山や鳴神山、根本山などの山々や、渡良瀬川や桐生川などまちの中を流れる川に代表される豊かな自然が、山紫水明の彩り豊かな景観を創出しています。特に、雄大な姿を市域の北に構える赤城山と、豊かな恵を育む礎となる渡良瀬川の流れは、私たち市民の安らぎであるだけでなく、桐生出身の人々もふるさとの景色として連想される、当市の景観の基盤となっています。このほか、吾妻山や水道山、雷電山など、都市内の良好な風致を形づくる山や丘、緑地などや、小倉川や早川、鏑木川など流域に潤いと安らぎをもたらす川や沢などが、主な要素として地域の景観を形成しています。このような山川草木を基礎とした景観は、当市の景観の大元となる要素であることから、保全・保存や適切な管理を行い、後世に引き継いでいくことが大切です。

②歴史的景観

これまで本市に暮らした先人が積み重ねてきた歴史的資産は、市内に多数存在しています。これらの多くは、あることが“あたりまえのもの”として私たちの暮らしに溶け込み、それぞれの地域で引き継がれています。歴史を重ねた建物、まち並み等は、一度破壊されると復原が難しいため、建築や開発などの行為を計画する際は、歴史資産の活用・保存を図っていきます。また、歴史資産の適切な維持・管理については、所有者は十分に留意し、保全のため必要な措置を講じることとします。

③都市的景観

都市の景観は、そのほぼ全てが人の営みにより形成されています。建築物や工作物の色彩や高さ、大きさ、奥行きなどのほか、看板や標示物など様々な要因が都市の景観に影響を及ぼしあってまち並みがつくられており、それぞれの地域、場所にある景観と調和が図られるような取組が必要です。また、オープンスペースの確保や敷地内緑化等の手法の活用により、無機質になりがちな都市景観をより上質なものとするような配慮も望まれます。“景観は公共空間の一部である”ということをも市民一人一人が認識し、建築行為や広告物等の掲示などの際には、それぞれがその場所に合ったより良い景観を形成していくことを意識して計画・実行することが求められます。また、都市空間と山林・河川などの自然空間が近接している本市の地勢を踏まえ、配置や規模などについて、自然的景観との調和に十分配慮して計画・実行することが求められます。

(2) 要素の幾何的分類ごとの方針

①点の景観

個々の建物・工作物・広告物が特徴ある形態や意匠、色彩、配置などをもつことは、いきいきとしたまちを形成する上で非常に重要な要素の一つです。しかしながら、形態や色彩、配置などが近隣の建物等と不調和となることは、景観に違和感を与え、まち並みを乱すこととなります。そのため、当該地周辺の地形やまち並み、建物等の形態・規模・高さ・色彩・素材や配置など、景観に与える様々な要素を考慮し、その場所にふさわしいものを設置する必要があります。さらに、新築・増築等に限らず、建物の経年管理も良好な景観創出には大切です。所有者は建物・敷地等に愛着を持ち、適切に維持管理するとともに、日々、景観の向上に努めなければなりません。

②線(軸)の景観

線(軸)を構成する景観要素としては、道路・河川・鉄道などがあります。

道路は、周辺の土地利用との密接な関係のもとにその景観が作られます。道路を軸とした景観は、その地域の活力や特徴などを身近で感じ、また、見るものに豊かな表情を伝える要素の一つです。道路景観に影響を与える要素は、道路の幅や構成、舗装の種類、街路樹や標識、ランドマークとなる橋梁・トンネルなどの公的なものと、沿道の建物や工作物、広告物などの私的なものがあります。個々の整備にあたっては、要素の公的・私的を問わず、そのデザイン等において「点の景観」について考慮するとともに、面する道路の性質(幹線道路・生活道路)や線的連続性も

踏まえた検証と配慮により、周辺との調和を図りながら、個性的で快適な道路景観をつくります。また、公的領域と私的領域の境界付近については、道路から見える部分は公のものと捉え、その見え方(視点、見込角など)を考慮した設計とするとともに、境界部にはオープンスペースや植栽等の効果的配置などにより、双方の領域の中間に変化を緩やかにする空間を設けるよう最大限配慮することとします。

河川は、水辺や緑地などを有し、自身が豊かな景観やオープンスペースを構成する大きな要素となるほか、地形的分断による土地利用その他様々な要素の変化点にもなっています。川沿いの建物等については、形態・規模・高さ・色彩・配置などに最大限配慮し、川のもつ多様な表情と調和した景観づくりを進めます。また、遊歩道やサイクリングロード、公園など、川と親しみ、川を感じられる施設の整備・活用を図ります。

鉄道は、高架橋や川を渡る鉄道橋など、線路沿いにランドマークとなる構造物が多く存在しますが、同時に線路により景観が分断され、阻害要因となるケースもあるため、良好な景観要素として活用を図れるよう取組みます。また、鉄道の車窓から眺める風景は都市のまち並みや山・川・農村などの風景が連続的に変化しながら見られる貴重な景観要素の一つです。そのため、線路沿いの建物等は、線路から見える部分を公的空間と捉え、良好な景観の創出に努めます。

③面の景観

土地利用や産業の形態、地域の特性などに応じて、住宅地、商業地、工業地、農地やこれらの混在地、歴史的建物が多く集まる地域など、面的な連なりをもつ場所では、それらの特性に応じた広がりをもつ景観が特徴です。行為に当たっては、その土地が有する様々な背景や、高さも含めた土地利用の形態などに配慮し、生かしながら、良好で特徴ある景観を形成していくこととします。

④眺望景観

眺望景観には、大きく分けると山頂や高層建築物など高所から眺める景観と、私たちの暮らすまちの景観の背景となっている赤城山や吾妻山、渡良瀬川などを低所から眺める景観の2つがあります。

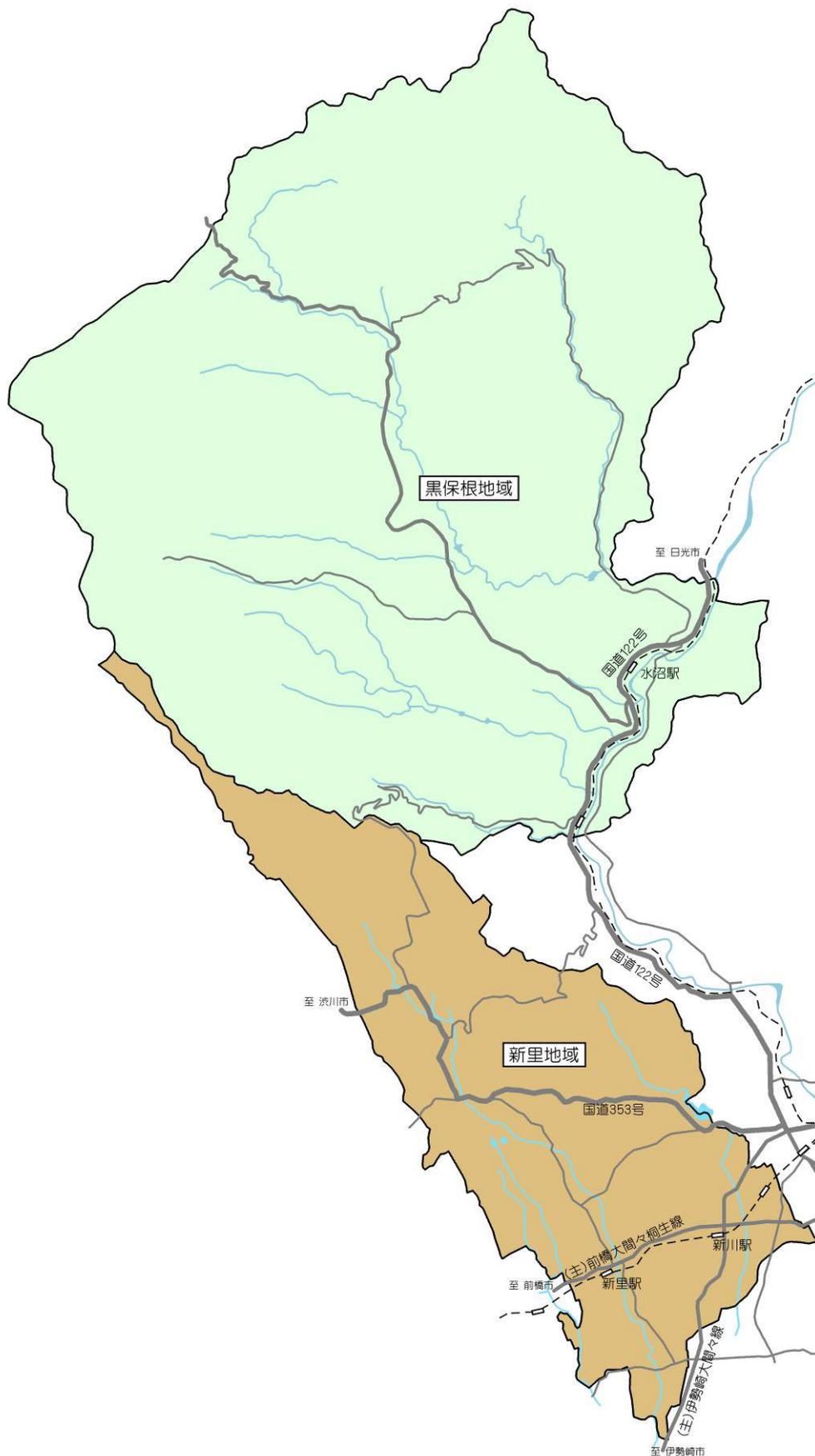
高所から眺める場合、眺望点からは建物等の人工物、周辺の河川湖沼や地形の起伏などの自然風景を広範囲にわたって見渡すことが出来ます。茶臼山や水道山公園展望台など、市民の憩いの場となっている眺望点はもちろんですが、それ以外の場所においても“建物等は外部から見られるものであり、見える景色は市民全員で共有するもの”として捉え、突出して景観を遮ったり、色彩等により乱したりすることのないよう配慮することとします。

低所から眺める景観は、私たちのまちを包むように広がる山並みや穏やかに流れる川の流れなど、私たちの心の礎となる景観といえます。これらの良好な景観を遮る要因のほとんどは、高層あるいは大規模の建物等です。建築等の行為にあたっては、特に山の斜面地や川沿いなどで行うものについては、その周辺の景観を支配し、遮り、乱すことが無いよう、高さや規模、色彩等を考慮して設置しなければなりません。

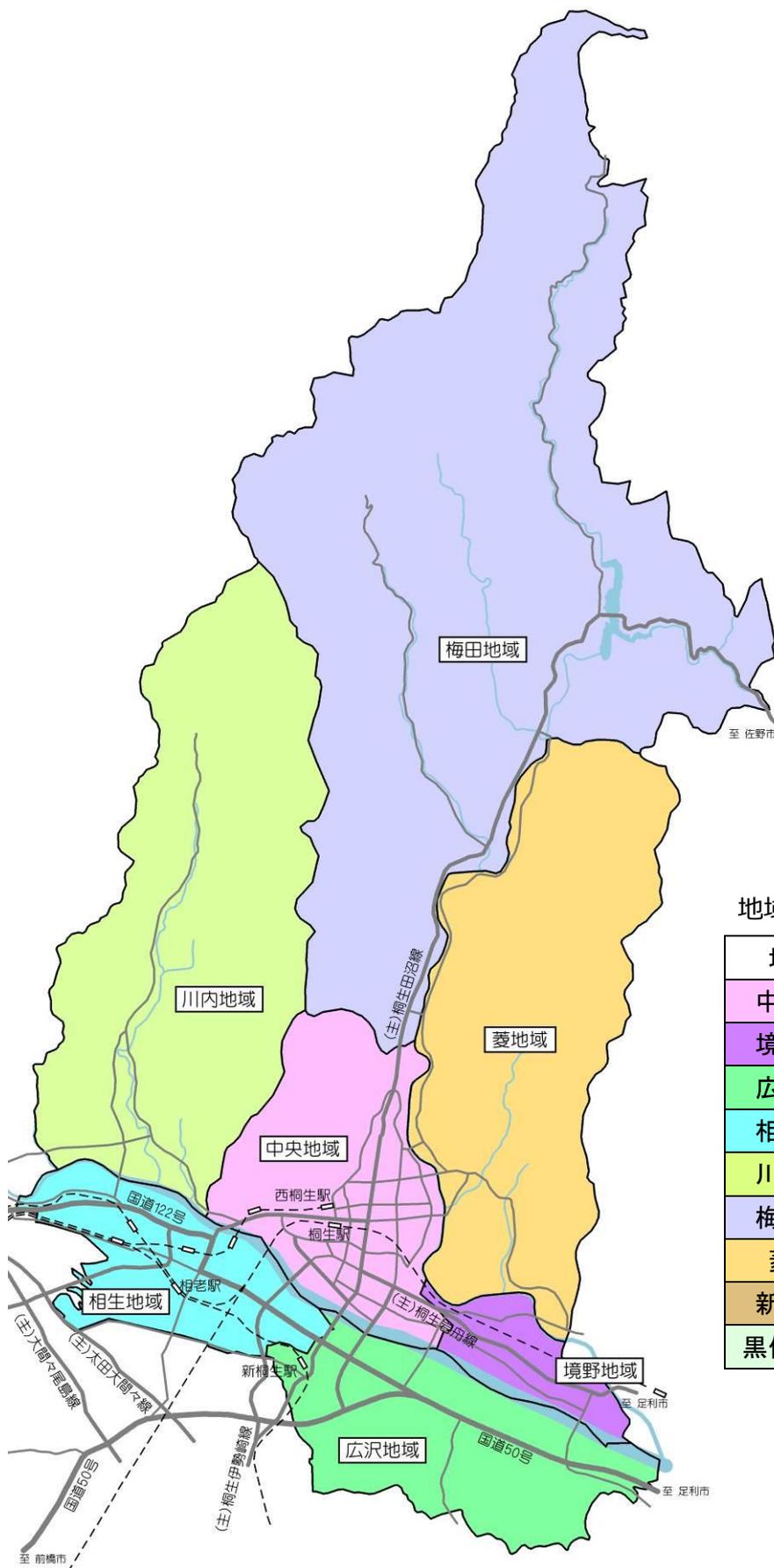
3-3 地域別の方針

本項では、前項までの景観形成の方針を踏まえ、地域に根ざした景観づくりを目指し、それぞれ

(1) 地域の区分



の地域の特徴や個性を生かした良好な景観形成を図るため、地域ごとに景観形成の方針を定めます。



地域の区分

地域名	対象範囲
中央地域	下記の町を除く全域
境野地域	境野町
広沢地域	広沢町、桜木町
相生地域	相生町
川内地域	川内町
梅田地域	梅田町
菱地域	菱町
新里地域	新里町
黒保根地域	黒保根町

(2)地域別の景観形成方針

①中央地域



●地域の現況

この地域は、古くから当市の中心として栄えてきた歴史を持ち、現在も市役所などの官公庁や市民文化会館、桐生駅、オフィスビルや商店街など、当市の商業・業務、産業、文化の中心を担っています。地域内の都市計画道路は昭和30年代以降積極的な整備が図られており、主要な交通を担うだけでなく、街路樹などによるグリーンベルトなども設置され良好な都市景観を創出しています。また、重伝建地区や、地域に多く点在するのこぎり屋根工場など、織物産業の歴史を映す貴重な建造物をはじめ、当市の繁栄を支えた優れた意匠の建造物が多数残されており、特徴的な景観を形成しています。このほか、多数の神社仏閣があり、西宮神社のゑびす講や日限地蔵の縁日など、地域に根ざした祭礼も行われているほか、8月の桐生八木節まつりには、市内外から大勢の観光客が訪れています。

●中央地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、中央地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・市の中心地としての特徴ある都市景観の形成

市役所や桐生駅周辺、街路沿道など、都市的整備が済んでいる地域を中心に、中心地としての先導的なまち並み景観の形成、敷地の高度利用や空地の有効活用等によるオープンスペースの確保、都市内の緑化などにより、より上質で魅力ある都市空間の形成を図ります。

・活力ある商業地景観の形成

仕事や通学、買い物などで多くの人が集う本地域の特性を踏まえ、沿道建物等の形態・意匠等の工夫や、植栽・花壇等による緑化など、通行者の目線を意識した連続性のある潤いのにぎわいの創出を図り、活力あふれる商業・業務地としての景観を形成します。

・都市空間と山林河川との調和

山紫水明の環境が都市の間近に存在する地域特性を踏まえ、自然地の近傍では自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の阻害のないようにします。

・織物産業の繁栄に根ざした特徴ある資源の活用と保全

のこぎり屋根工場を始めとした、古くから続く織物関係施設など、当市固有の景観資源について保全・活用に努めるとともに、これらと調和した景観の形成を図ります。

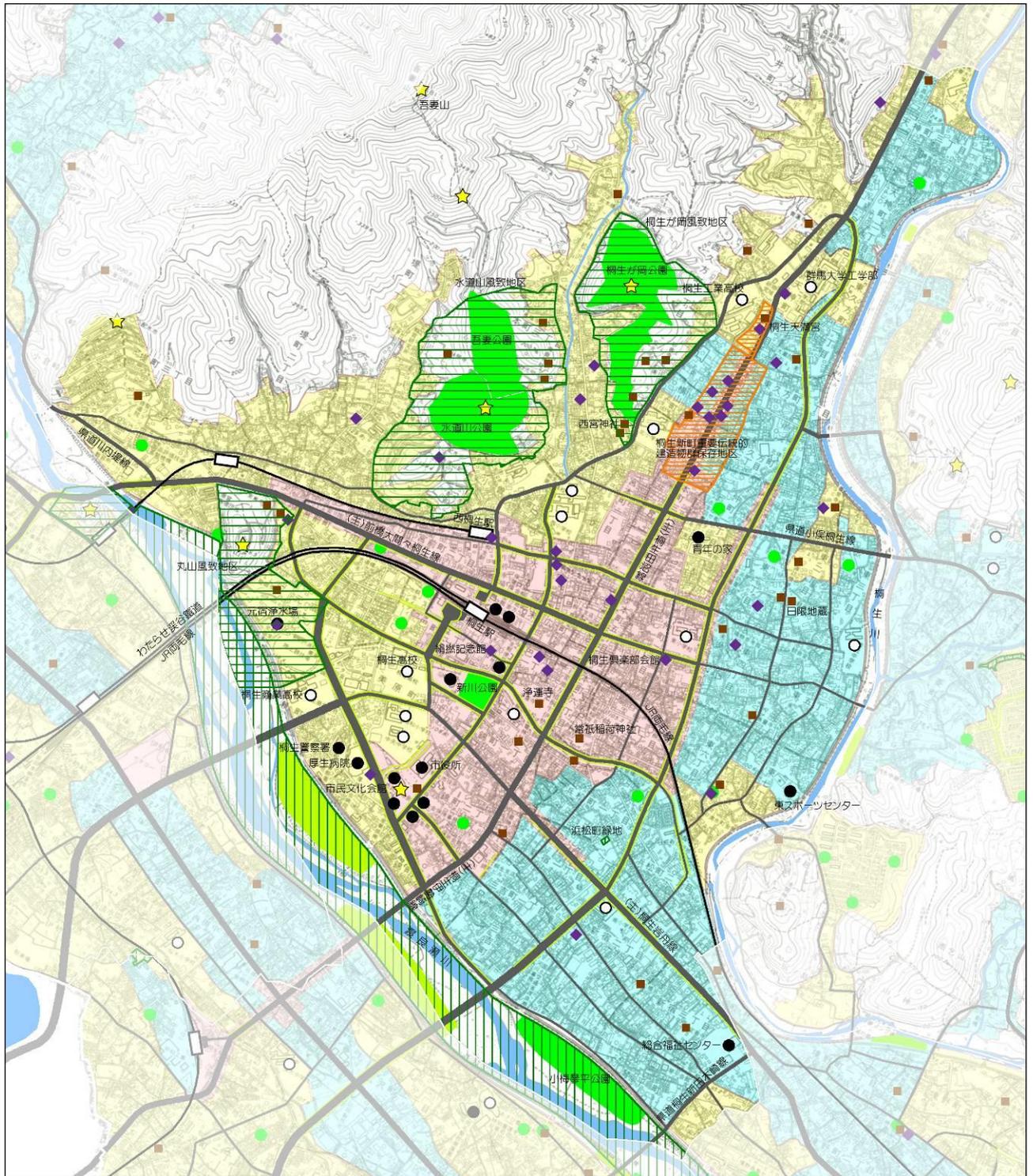
・長い歴史に裏付けられた歴史的資源の保全・活用

神社仏閣や文化財など多くの歴史的資源を有しているほか、伝統ある祭礼なども行われており、これらを残し、守り、活用するよう努めます。

・重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺の景観の保全・活用

重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺では、伝統的建造物群保存地区の保存計画等に則って歴史的まち並み整備を図ります。

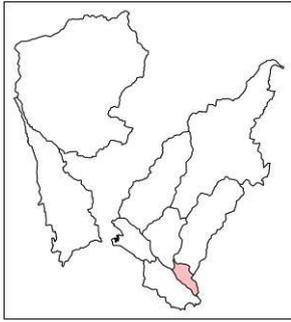
図 3-1 中央地域の景観特性と景観資源の分布状況



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

②境野地域



●地域の現況

この地域は、桐生川と渡良瀬川の扇状地にあり、古くから中央地域と密接な関わりを有し、中央地域の隆盛に呼応して産業・交通などの発展が進んだ歴史があり、渡良瀬川・桐生川の清き流れを背景に織物関係の工場が多数存在しています。このほか東西に走る(主)桐生岩舟線を中心として、商業店舗や多種の工場が点在しています。渡良瀬川、桐生川の川沿いには、河川緑地やサイクリングロードなどがあり、川越しに山並みを臨む穏やかな景観を形成しています。

●境野地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、境野地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・住・工が密接した土地利用を踏まえた景観の形成

この地域は産業の歴史的成り立ちから織物関係工場も多く、住居と工場が近接している地域が多く見られます。工業系用途が指定されている区域においては、良好な住環境を形成するため、事業に支障のない範囲で最大限景観に配慮することとし、周辺との調和を図ります。

・落ち着いたある居住地景観の形成

幹線道路沿道や一部の工場密集地を除き、地域の多くは住宅が建ち並び、閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。

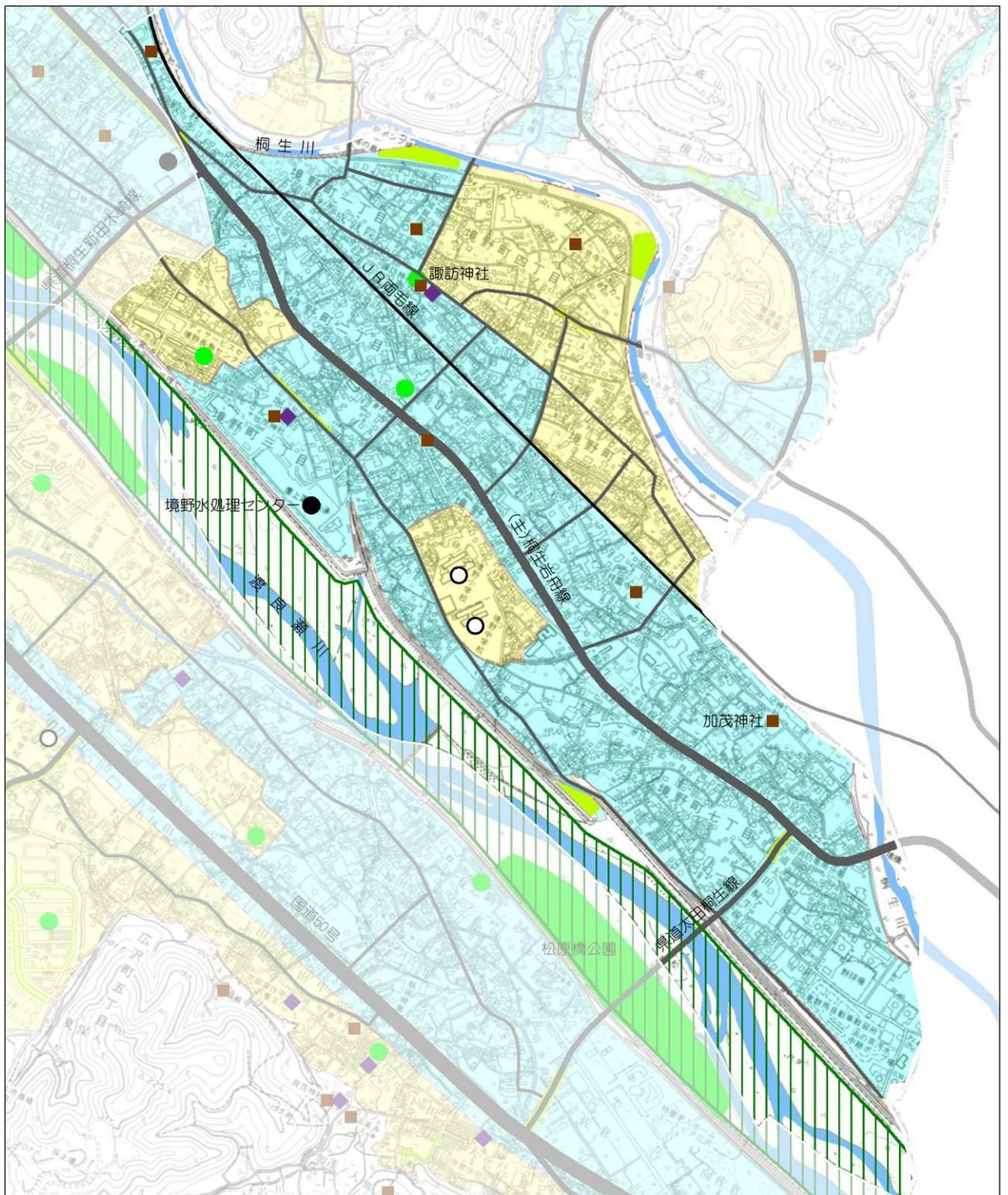
・都市空間と山林河川との調和

南北に渡良瀬川・桐生川の流れを有し、山並みを背景にした豊かな自然景観を保全するため、自然地の近傍では自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の阻害のないようにします。

凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

図 3-2 境野地域の景観特性と景観資源の分布状況



③ 広沢地域



● 地域の現況

この地域は、北に渡良瀬川、南に八王子丘陵を有し、国道 50 号・122 号を軸として産業活動が活発な地域です。地域西部には新桐生駅があり、東京方面からの来訪者を迎える、当市のもう一つの玄関口となっています。このほか桜遊園や南公園、松原橋公園などの市民の憩いの場や、中通り大橋や(主)桐生伊勢崎線の桜並木、彦部家住宅周辺など、特徴的な景観要素も有しています。

● 広沢地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、広沢地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・ 市の玄関口として、活気あるまち並みをつくる

新桐生駅や国道 50 号をはじめ、主要な交通網が整備されており、多くの人がこの地域に訪れます。幹線道路沿道や駅周辺では、形態や色彩が周辺景観を乱さないよう十分に配慮しながら、にぎわいと活気のある景観を形成します。

・ 落ち着いたある居住地景観の形成

幹線道路沿道や一部の工場密集地を除き、地域の多くは住宅が建ち並び、閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。特に岡の上やサウスパークなどの低層住宅地では、色彩や高さなどをできるだけ抑えたものとします。

・ 周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成

工業地では、建物規模や高さなどに応じて道路との間にオープンスペースを設け、道路への圧迫感を低減し、ゆとりある景観の形成に努めます。また色彩の工夫や敷地内緑化により周辺景観との調和を図ります。

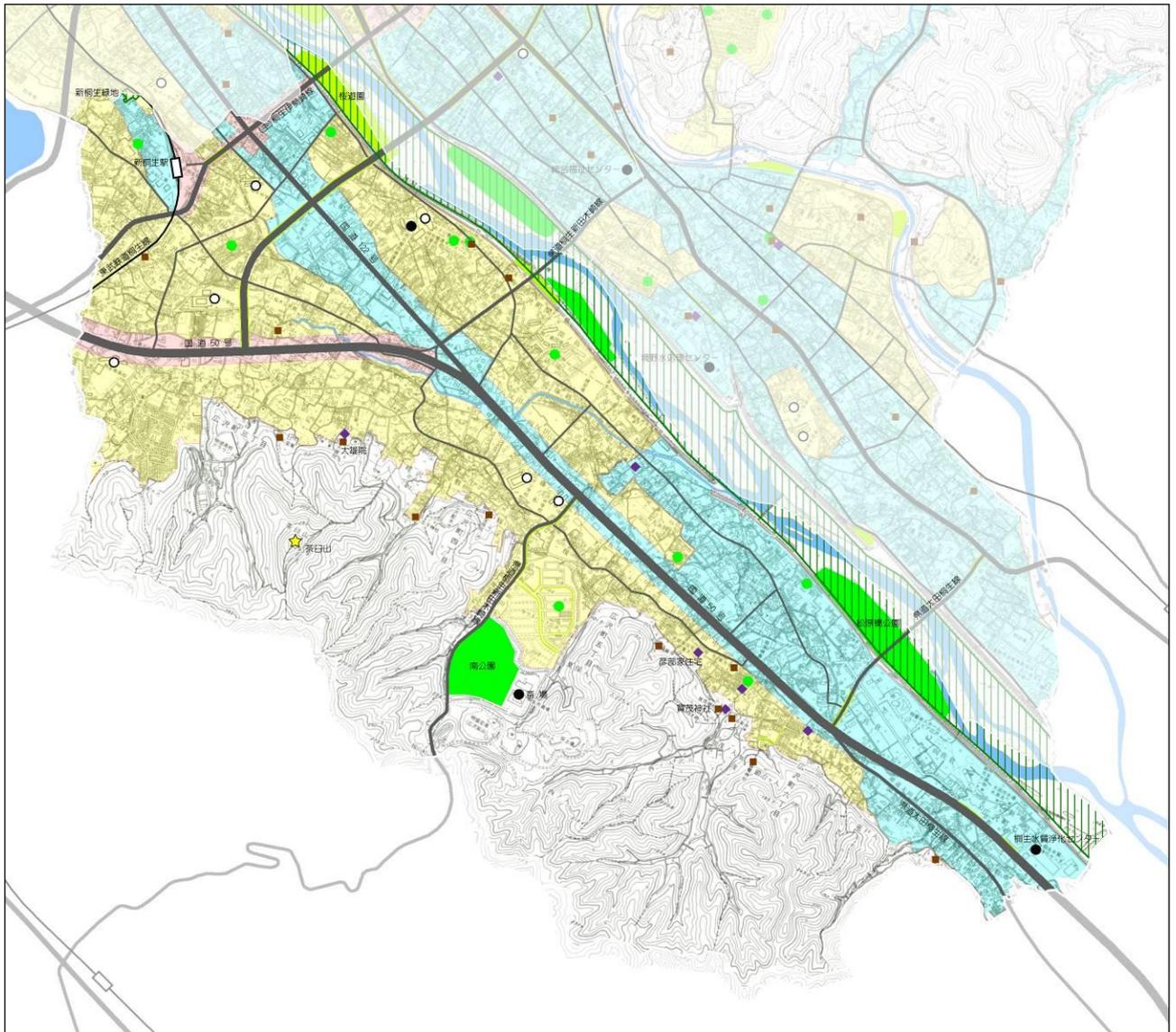
・ 歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

彦部家住宅や賀茂神社などのほか、五丁目から七丁目にかけての旧道沿いではのこぎり屋根工場など織物工業に由来する建物も多く存在しています。古くから残る歴史的資源について当市固有の景観資源として保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和を図ります。

・ 都市空間と山林河川との調和

八王子丘陵と渡良瀬川に挟まれ、豊かな自然に囲まれた地域の特徴を踏まえ、自然地の近傍では自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の障害のないようにします。

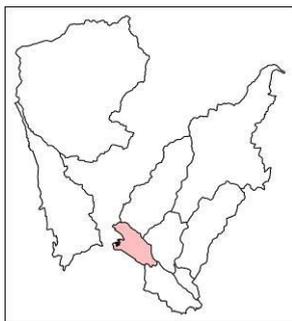
図 3-3 広沢地域の景観特性と景観資源の分布状況



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

④相生地域



●地域の現況

この地域は、渡良瀬川の南側に位置し、扇状地の平らな地形が広がっています。昭和期に入ってから徐々に市街化が進み、現在では低・中層の住宅地が広く分布しています。また、大規模な工場も多数操業しているほか、国道122号や(主)前橋大間々桐生線などの幹線沿いには多くの商店が建ち並び、商工業施設も充実しています。国道122号や(主)前橋大間々桐生線、(主)桐生伊勢崎線のほか、JR両毛線や東武鉄道桐生線など鉄道4路線・6駅を有しており、交通面でも充実しています。

●相生地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、相生地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・落ち着いたある居住地景観の形成

住宅団地をはじめ、地域の多くは住宅が建ち並び、閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。特に低層・中高層の住居系用途の指定地では、色彩や高さなどをできるだけ抑えたものとします。

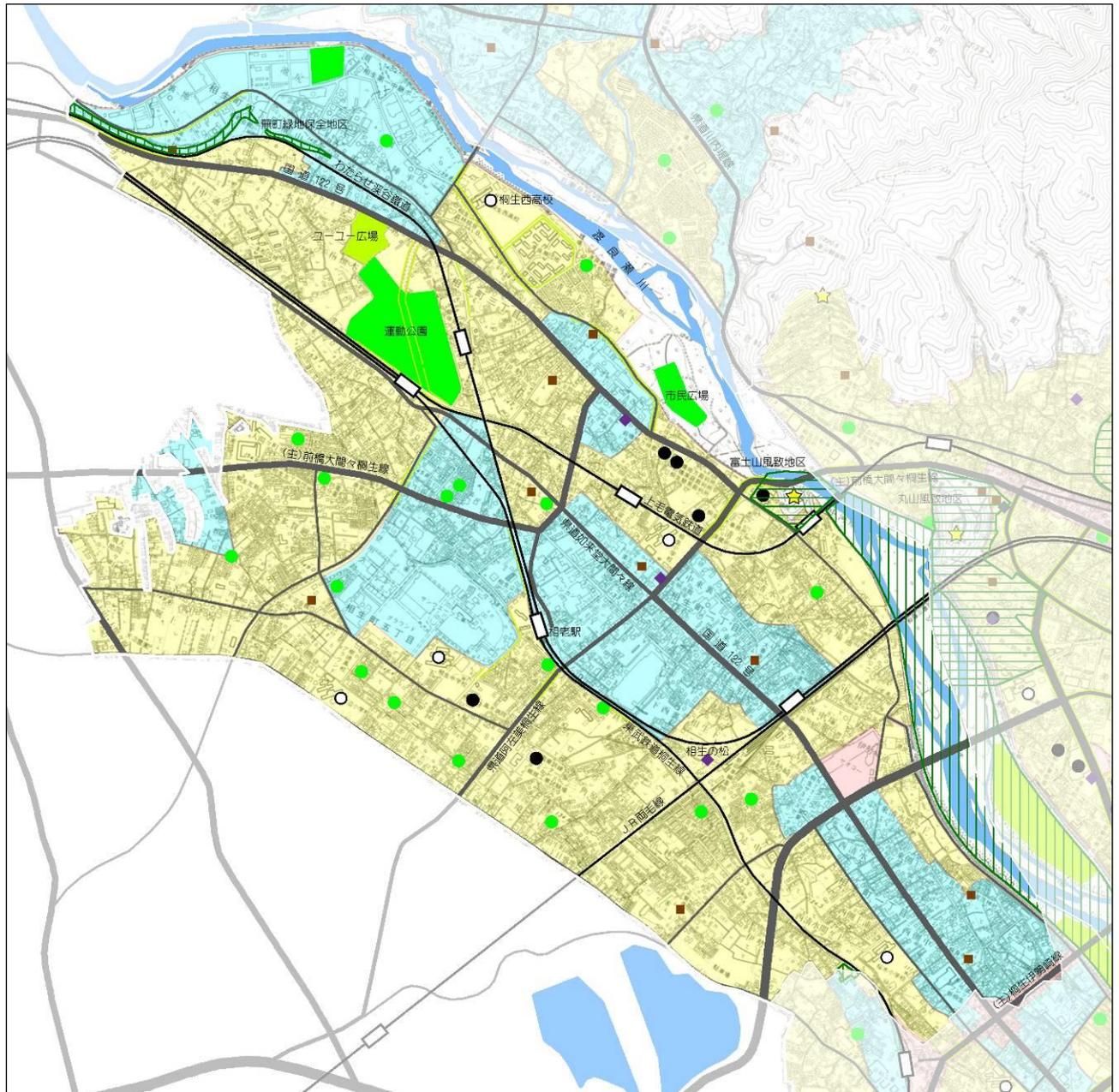
・周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成

工業地では、建物規模や高さなどに応じて道路との間にオープンスペースを設け、道路への圧迫感を低減し、ゆとりある景観の形成に努めます。また色彩の工夫や敷地内緑化により周辺景観との調和を図ります。

・都市空間と山林河川との調和

渡良瀬川の潤いある水辺景観や、岡登緑道や相生の松、富士山周辺などの自然景観などを保全するため、自然地の近傍では自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の阻害のないようにします。

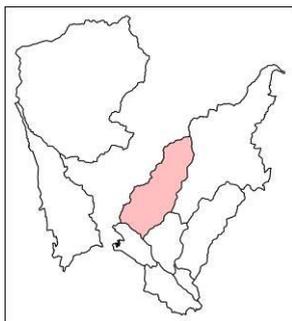
図 3-4 相生地域の景観特性と景観資源の分布状況



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

⑤川内地域



●地域の現況

この地域は、北部の鳴神山を背に、南に渡良瀬川、中央に山田川が流れ、可住地の至る所で川や沢のある景色が見られます。地域南部に集中する平地には、専用住宅が多く建ち並ぶほか、古くからの織物工場など中小規模の工場が、山田川沿いを中心に点在しています。地域北・中部には山田川沿いを中心に田畑が広がり、周辺を取り囲む森林とともに里山的な風景も見られます。

●川内地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、川内地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・地域を囲む山並みや河川との調和

鳴神山などの山地とそこから流れる山田川・小倉川などの川に囲まれた豊かな自然景観を保全するため、自然地の近傍では自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の阻害のないようにします。

・落ち着いたある居住地景観の形成

鷹ノ巣や新堀の住宅団地をはじめ、平坦部の多くでは閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。特に鷹ノ巣団地や新堀団地などの低層住宅地では、色彩や高さなどをできるだけ抑えたものとし

・住・工が密接した土地利用を踏まえた景観の形成

この地域は産業の歴史的成り立ちから織物関係工場も多く、住居と工場が近接している地域が多く見られます。工業系用途が指定されている区域においても、良好な住環境を形成するため、事業に支障のない範囲で最大限景観に配慮し、周辺との調和を図ります。

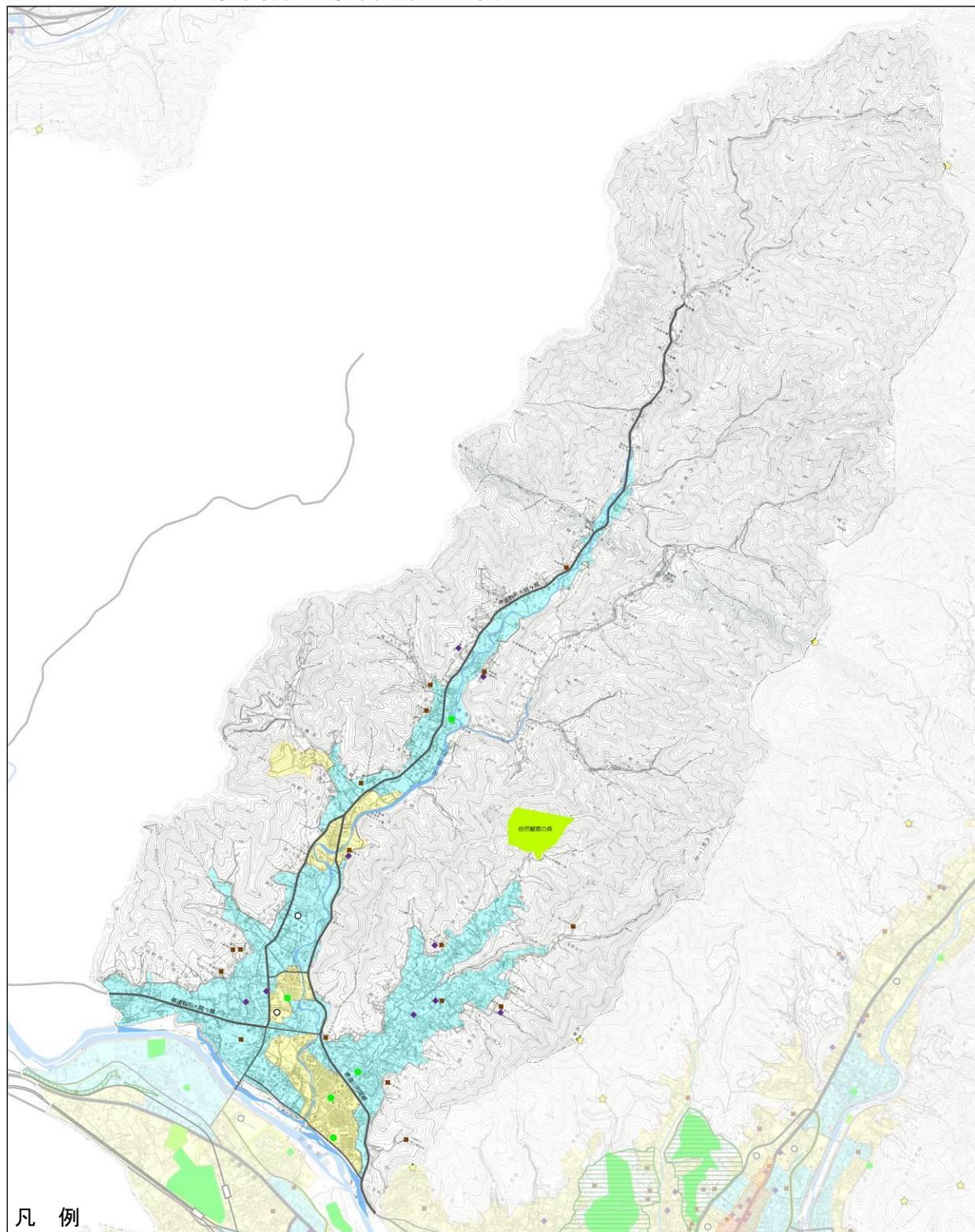
・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

白瀧神社や崇禅寺など多くの社寺のほか、千網谷戸遺跡など多くの歴史的資源について、当市固有の景観資源としてその保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和を図ります。

・山林に広がる豊かな緑と渡良瀬川や山田川の水辺環境の保全

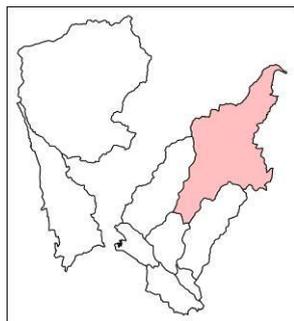
地域に広がる豊かな山並みや渡良瀬川や山田川の流れて広がる水辺など、この地域が有する美しい自然景観を保全するため、工作物等の高さや色彩、配置などに十分留意し、水辺環境の保全に努めます。

図 3-5 川内地域の景観特性と景観資源の分布状況



	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

⑥梅田地域



●地域の現況

この地域は、中世期において桐生の中心的地域として栄え、当市形成の核となった地域であり、柄杓山城跡をはじめ史跡や重要文化財などの景観資源を多数有しています。(主)桐生田沼線沿いに集落が形成され、北部山地の山並みや桐生川の美しい流れを背景に、のどかな田園風景が広がっており、当時の面影を現在に伝えています。

●梅田地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、梅田地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・田畑や自然と調和した落ち着いたある居住地景観の形成

この地域は(主)桐生田沼線に沿って、田畑の広がる中に住宅が建ち並び、穏やかな農村景観が広がっています。周辺の山並みや水辺など自然景観との調和を優先的に配慮し、景観上の不調和や眺望の阻害のないようにします。意匠や高さ、配置などについて、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。

・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

この地域は梅原館跡や柄杓山城跡など、鎌倉期以降、桐生北・中部地域の基礎を形成した歴史的遺構のほか、古くから続く寺社も多数残っています。これらの歴史的資源や当市固有の景観資源の保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和を図ります。

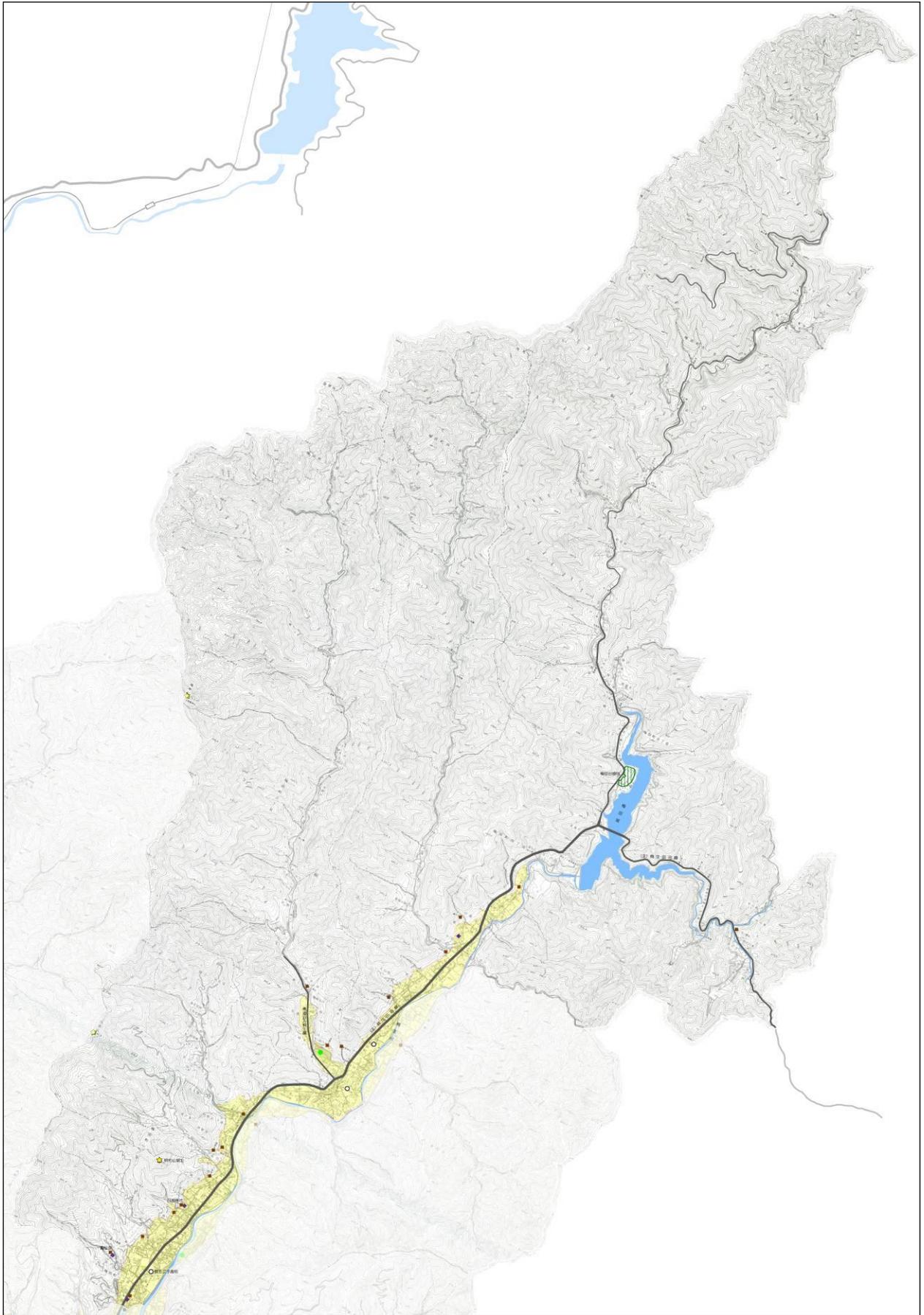
・山林に広がる豊かな緑と桐生川や梅田湖の水辺環境の保全

地域に広がる豊かな山並みや美しい桐生川の清流、梅田湖に広がる水辺など、この地域が有する美しい自然景観を保全するため、工作物等の高さや色彩、配置などに十分留意し、水辺環境の保全に努めます。

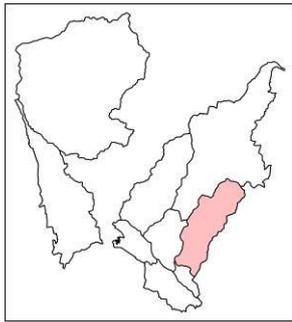
凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

図 3-6 梅田地域の景観特性と景観資源の分布状況



⑦菱地域



●地域の現況

この地域は、桐生川沿いに古くから住宅地が広がっているほか、地域南部の丘陵地では住宅団地が開発され、自然に囲まれた良好な住宅地となっています。桐生川沿いでは、東部の山地との間に住宅のほか織物関係の工場も建ち並び、都市的空間の中に川・山を間近に臨む特徴的なまち並みを形成しています。また川から一段上がった緩斜面地には住宅や小規模工場などが密集し、古くから残る路地なども地域に広く見られます。

●菱地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、菱地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・落ち着いたある居住地景観の形成

この地域は、桐陽台や城の岡などの住宅団地をはじめ、市街地部と山地や桐生川など自然とが近接した形で閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺の自然景観や建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地境界の工作物等の工夫により、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。特に桐陽台や城の岡などの低層住宅地では、色彩や高さなどをできるだけ抑えたものとします。

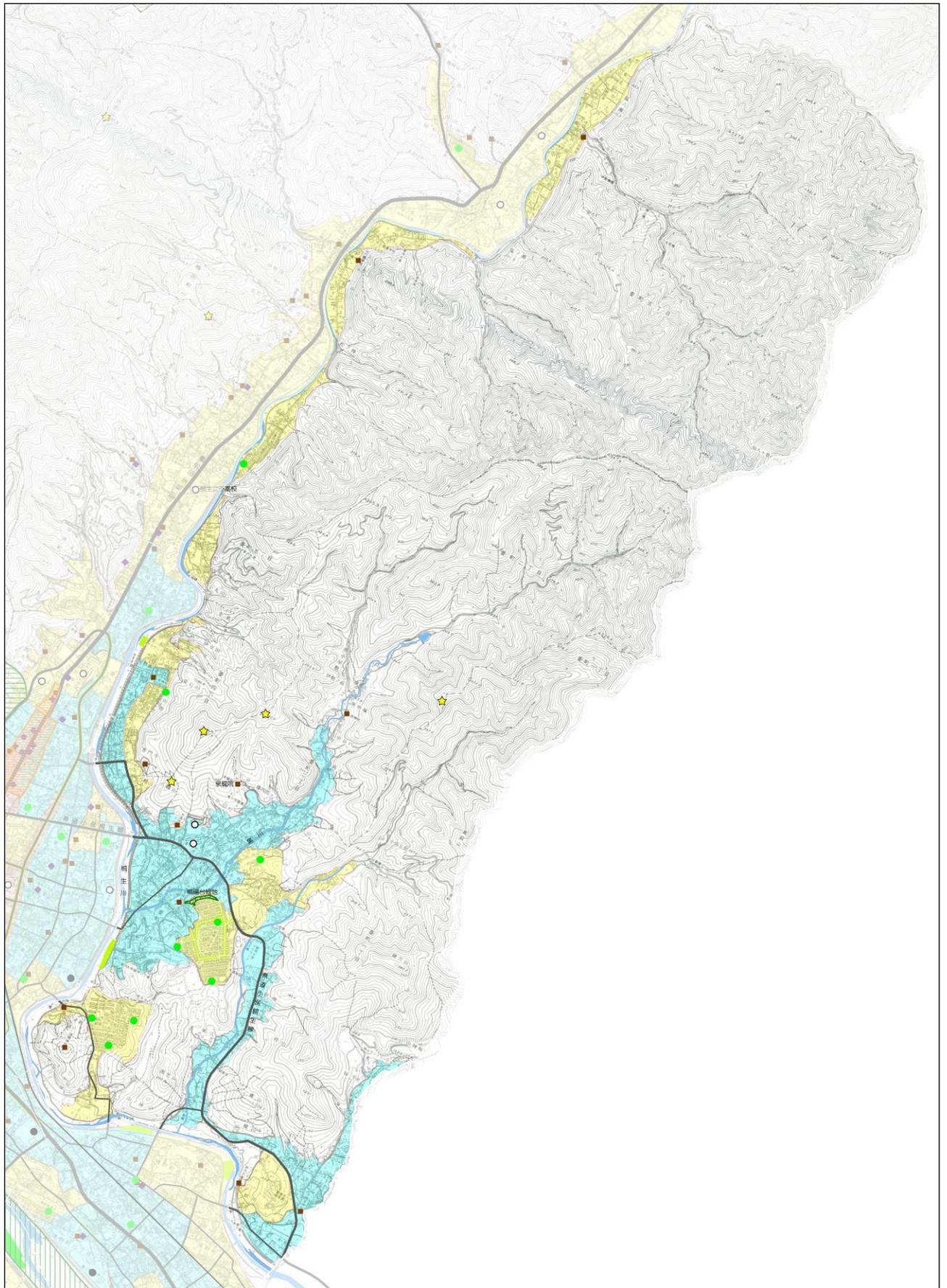
・山林に広がる豊かな緑と桐生川や黒川の水辺環境の保全

地域に広がる豊かな山並みや桐生川・黒川の流れに沿って広がる水辺など、この地域が有する美しい自然景観を保全するため、工作物等の高さや色彩、配置などに十分留意し、水辺環境の保全に努めます。

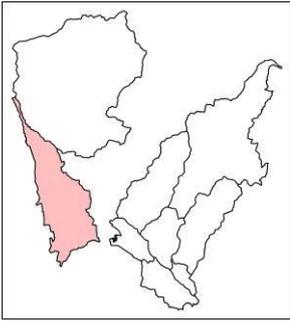
凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

図 3-7 菱地域の景観特性と景観資源の分布状況



⑧新里地域



●地域の現況

この地域は、赤城山の裾野にあり、北・中部は尾根沿いに起伏の多い地形で、中・南部にかけては平地が広がっています。ほぼ全域が農業振興地域となっており、赤城山を背景とした豊かな農業景観が大きな特徴です。近年では市街地部からのスプロールなどにより、一部では蚕食的な農地転用と宅地化の進行による土地利用の混在化も見られます。このほか、旧石器時代から始まる幅広い年代の史跡・文化財が多数存在し、特色ある歴史・

文化を有しています。

●新里地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、新里地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・赤城山の裾野に広がる農村景観・自然景観の保全

地域北・中部の赤城山の尾根に沿った田畑や森林、南部の平地に広がる田畑、北から南へ流れ出る川の流れは、この地域ののどかな景観を形成する核となるもので、これらを背景に落ち着いた景観が広がっています。農業振興地域としての農村景観と、赤城山などを背景とする豊かな自然景観を保全するため、景色を遮ったり、地形に逆らい、突出したりしないよう、高さや配置、色彩などに配慮します。

・落ち着いたある居住地景観の形成

地域中・南部を中心に、農村集落が点在する形で閑静な居住地景観を形成しています。意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図るとともに、道路に面した部分への空間確保や敷地内緑化、敷地境界の生け垣、工作物等の工夫などにより、公的空間と私的空間の変化を緩やかにします。

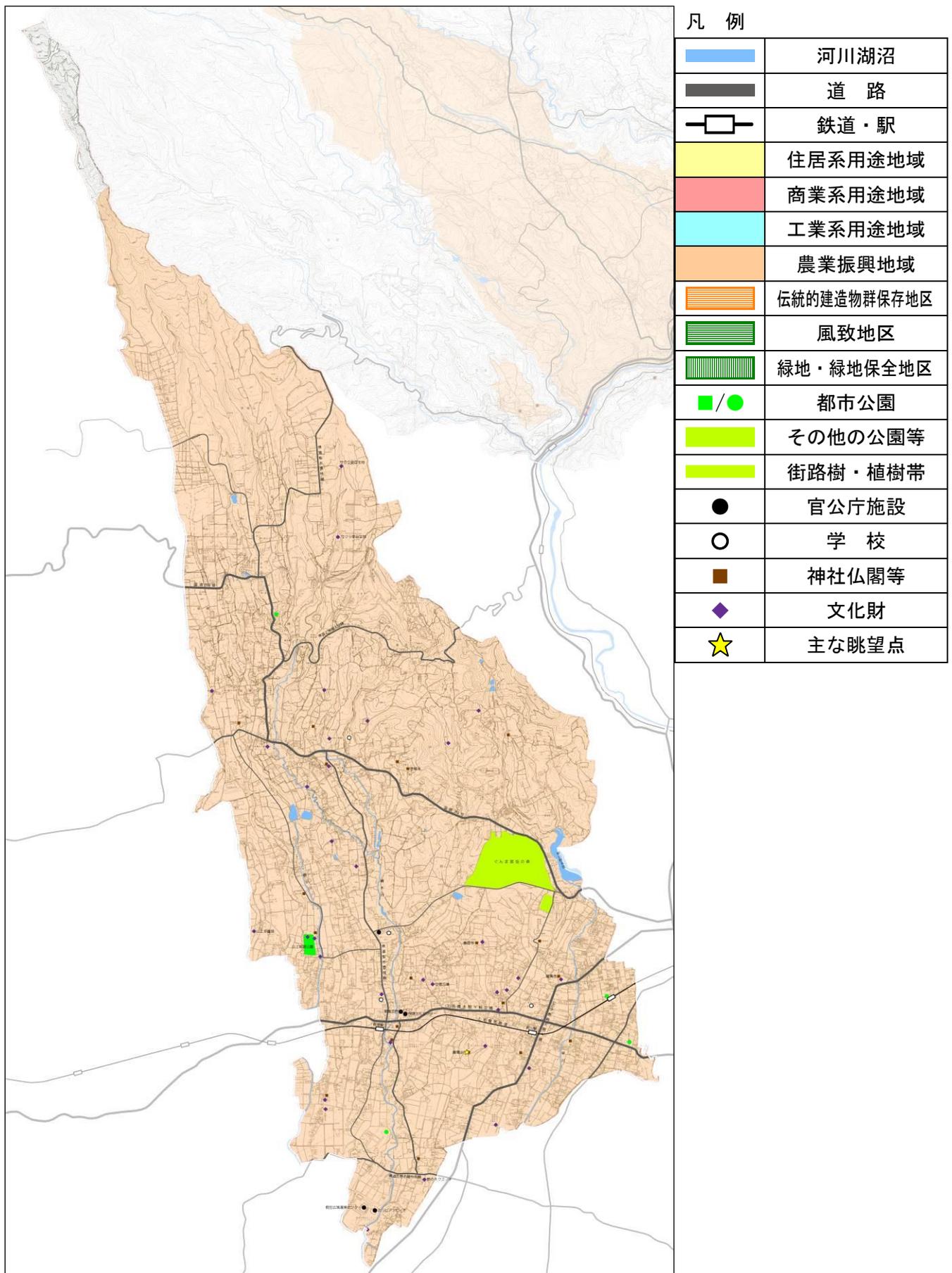
・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

この地域には、旧石器時代の出土品が多く発見され、山上多重塔や中塚古墳など重要な遺跡も残されており、地域の歴史を今に伝える歴史的資源が多数あります。これらの歴史的資源について、当市固有の景観資源として保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和を図ります。

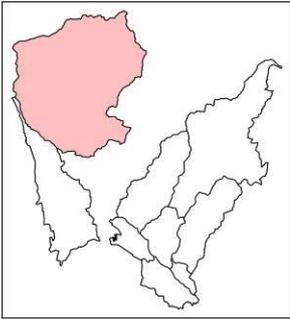
・周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成

上赤坂や山上芝、武井などの工業団地とその周辺では、建物規模や高さなどに応じて道路との間にオープンスペースを設け、道路への圧迫感を低減し、ゆとりある景観の形成に努めます。また色彩の工夫や敷地内緑化により周辺景観との調和を図ります。

図 3-8 新里地域の景観特性と景観資源の分布状況



⑨黒保根地域



●地域の現況

この地域は、渡良瀬川の上流域に位置し、赤城山や足尾山系を礎とした急しゅんな地形と豊かな森林が広がっています。旧石器時代から中世の遺跡も複数発見されており、古くから生活が営まれてきた地域で、近世には旧銅街道の宿場町として栄え、国道122号などの街道沿いを中心に集落が形成されています。森林の四季の彩りを背景とした清らかな流れは美しく、特に秋の紅葉期には多くの観光客が訪れます。栗生神社や医光寺など由緒ある社寺を有し、涌丸や前田原では獅子舞が無形文化財として現在も受け継がれています。

●黒保根地域の景観形成方針

地域の現況を踏まえ、黒保根地域の景観形成方針を次のとおり定めます。

・地域の9割を占める豊かな自然との調和

赤城山や足尾山地、山地から流れる渡良瀬川水系など、地域のほとんどを山林河川が占め、住居や営農地は銅街道沿いや山地中腹の台地などの僅かな平坦地に限られており、これら豊かな自然を背景とした穏やかな景観が広がっています。赤城山などを背景とする豊かな自然景観を保全するため、景色を遮ったり、地形に逆らい、突出したりしないよう、高さや配置、色彩などに配慮します。

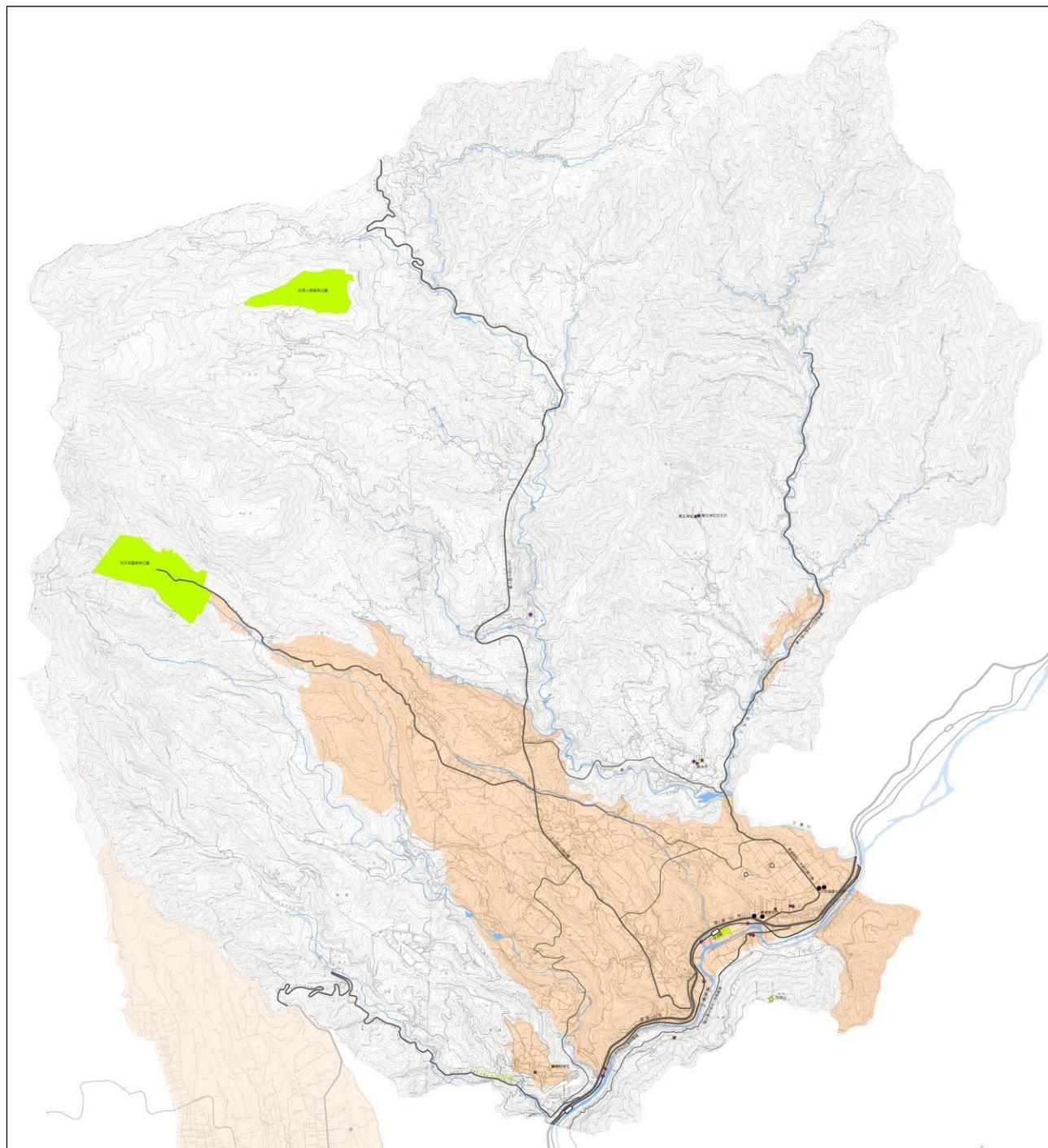
・落ち着いたある農村景観の形成

赤城山東麓の裾野に点在する平坦地に農村集落を形成し、閑静な農村景観を形成しています。建築行為などにあたっては、意匠や高さ、配置などに配慮し、周辺建物との調和を図ります。また、敷地内緑化、敷地境界の生け垣、工作物等の工夫などにより、周辺の景観との調和を図ります。

・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

この地域には、旧石器時代から中世の遺跡も複数発見され、また医光寺や栗生神社などの寺社、わたらせ渓谷鐵道の橋梁などの近代化遺産など、幅広い歴史的資源を有しています。これら地域の歴史を今に伝える歴史的資源や固有の景観資源の保全・活用を図るとともに、その周辺では景観資源との調和を図ります。

図 3-9 黒保根地域の景観特性と景観資源の分布状況



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住居系用途地域		商業系用途地域		工業系用途地域
	農業振興地域		伝統的建造物群保存地区		風致地区
	緑地・緑地保全地区		都市公園		その他の公園等
	街路樹・植樹帯		官公庁施設		学 校
	神社仏閣等		文化財		主な眺望点

第4章 行為の制限に関する事項



4 行為の制限に関する事項

4-1 景観の形成・誘導に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

良好な景観を形成していくためには、共通の目標に向かって取り組むことが必要です。そこで、建築物や工作物などの建築、屋外広告物の設置など、市内で行われる大小様々な行為について、届出制度の活用や行為の制限等により、良好な景観の形成に向けて誘導していきます。

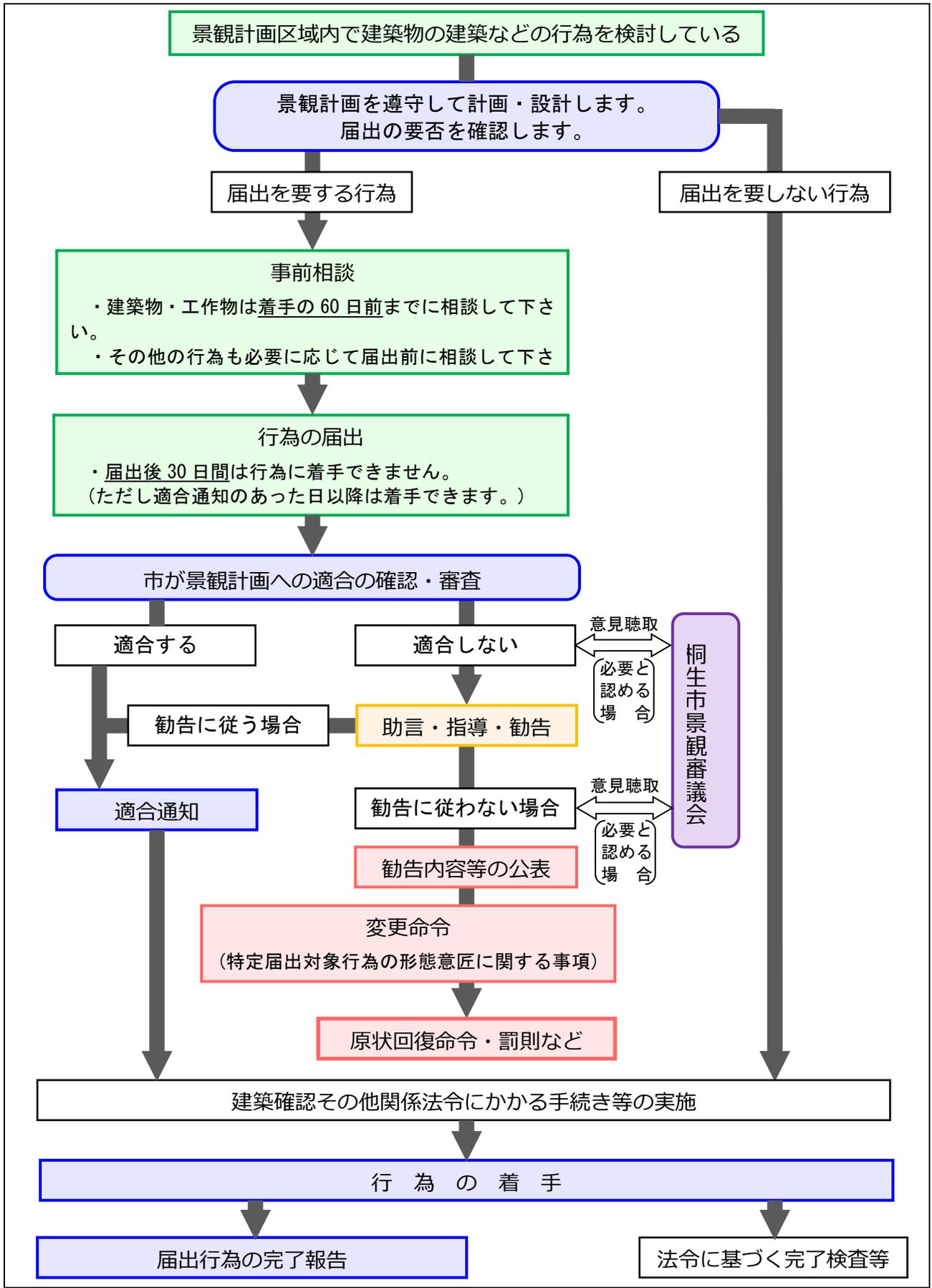
建築行為などを行う方及びその設計者は、行為の実施にあたり、その行為地の特性をしっかりと確認・把握し、第3章「良好な景観の形成に関する方針」に沿って計画し、本章に示す景観形成基準への適合を確認します。

一定規模以上の行為及び特定届出対象行為については、景観への影響が大きいことから、市への届出により、景観計画への適合を審査するほか、必要に応じて勧告や変更命令等を措置します。

公共事業は、大規模なものや多くの人々が目にする建物・都市基盤施設等が多数を占めており、景観に大きな影響を及ぼします。そのため、市で行う事業については模範となるよう積極的な景観形成に努めるとともに、市以外の事業主体が行う公共事業については、届出制度に準じた手続き等により、景観計画に適合するよう配慮を求めます。

なお、景観地区等では、上記のものに加え、当該地区で定める景観の形成に関する方針についても適合させることとします。

(2)行為の実施にあたっての主な流れ



4-2 届出の対象となる行為

景観計画区域内における、法第16条第1項に基づく届出対象行為を次のとおり定めます。なお、景観地区・準景観地区については、別途地区ごとに届出対象行為を定めます。

景観計画区域内で建築等の行為を行う際は、当該行為が届出対象となるか、事前に市へ確認しましょう。

表 4-1 届出の対象となる行為

行為の種類		規 模	
建築物	新築、増築、改築、大規模な修繕、移転、外観の模様替え、色彩の変更	高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの。 (増築、改築の場合は行為後の規模とします。) [適用除外] 次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。 ①増築、改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの ②工事に必要な仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更 ③外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡以下のもの ④改築で外観の変更を伴わないもの ⑤当該行為の終了後も容易に望見できない位置で行うもの	
工作物	新設、増設、改造、移転、外観の模様替え、色彩の変更	・さく、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの
		・電波塔、物見塔、装飾塔の類 ・煙突、排気塔の類 ・高架水槽、冷却塔の類 ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱の類 ・彫像、記念碑の類 ・電気供給又は有線電気通信の用に供する架空線(その支持部を含む)	高さ15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計とする。ただし当該工作物の高さが1.5m以下のものは除く。)
		・観覧車などの遊戯施設の類 ・アスファルトプラントなどの製造施設 ・自動車車庫用の立体施設 ・石油などの貯蔵・処理施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設の類 ・太陽光発電施設、風力発電施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
開発行為		・面積が1,000㎡を超えるもの ・行為により生じる法面又は擁壁が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		・面積が1,000㎡を超えるもの ・行為により生じる法面又は擁壁が高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・高さ5m又は面積500㎡を超えるもの [適用除外] 次のいずれかに該当するものは届出対象から除外します。 ①桐生市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第9条の規定による許可を受けて行うもの ②堆積物を外部から見通すことができない場所で行うもの ③堆積の期間が90日を超えないもの	

4-3 景観の形成及び誘導に関する基準

(1) 共通の基準及びゾーン別の基準の設定

地域の特性や都市計画の土地利用方針などに基づき、景観計画区域内における景観の形成及び誘導に関する基準（以下、景観形成誘導基準という）を次のとおり定めます。

● 共通の景観形成誘導基準

建築物や工作物、屋外広告物など、景観計画区域内の行為全般に共通する基準を定めます。

● ゾーン別の景観形成誘導基準

地域の特性や都市計画の土地利用方針などに基づき、景観計画区域を次の6種類に類型化し、ゾーンごとの基準を定めます。

○ 景観形成誘導基準に関するゾーンの分類

① 商業地景観ゾーン

商業系用途地域の指定地域（国道50号沿道の区域を除く）

② 歴史景観ゾーン

伝統的建造物群保存地区や指定文化財等の周辺の区域

③ 沿道市街地景観ゾーン

都市計画区域内の国道・主要な県道・車線数が4以上の市道の沿道50mの区域
（商業地景観ゾーン及び梅田町2丁目～5丁目、新里町北・中部の区域を除く）

④ 住宅地景観ゾーン

住居系用途地域の指定地域

⑤ 工業地景観ゾーン

工業系用途地域の指定地域

⑥ 自然景観ゾーン

市街化調整区域、区域区分の無い地域、都市計画区域外の地域

(2)共通の景観形成誘導基準

行為の種類ごとに次のとおり共通の景観形成誘導基準を定めます。

なお、景観地区などにおいて別に規制・基準等を定めている場合は、その規制・基準等を優先します。ただし、その規制・基準等に定めのない区分の景観形成誘導基準については、本章に定める基準によることとします。

①建築物

区 分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物を道路境界から後退させ、道路沿いにゆとりある空間の創出と周辺への圧迫感軽減に努めます。 ・山稜の近傍では、出来る限り稜線を乱さないような位置・配置とします。 ・建築物の共同化や隣地と協同した空地の確保により、オープンスペースの創出に努めます。 ・角地の建物は出来る限り隅切りや入隅などにより、オープンスペースの創出に努めます。 ・樹姿等が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合は、一体的な整備等により修景に生かせるよう努めます。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建物のファサード(外観)の調和に配慮し、まち並みの連続性を確保します。特に1階部分などの低層部については通行者の視点を考慮したものとします。 ・中高層部分はランドマーク(目印)的存在となることを意識したデザインとします。 ・歩道に面する建築敷地のオープンスペースは、歩道との一体化に配慮したデザインとします。 ・文化財などの歴史的資源周辺では、その景観を阻害しないよう、建物の位置や形態、意匠等に配慮します。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋根等の色彩は、ゾーンごとの色彩基準を遵守するとともに、周辺の建物や山並み等と調和する色を使用することとします。
材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・汚損や色あせのしにくいものを使用します。困難な場合は汚損や色あせにより周辺景観を乱さないよう、経年管理が容易に行えるよう設計段階から配慮します。 ・光沢や反射の強い素材の使用はアクセントでの使用に留め、これらの素材の多用は控えます。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・建物周りは花や樹木の植栽により潤いのある環境をつくります。 ・土地の形質の変更は最小限に抑え、周辺環境と調和し地形に逆らったものとならないようにします。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・給水塔や空調等の屋外設備は建物と一体化したデザインとし、道路などの公共空間から見えない位置に配置します。やむを得ず見える位置に設置する場合には、目立たないように配慮します。 ・車庫・倉庫等は建物と一体となったデザインとするよう努めます。 ・屋上看板など建物と一体で設置されるものは、建物と一体化したデザインとします。 ・自動販売機などの設備は、周辺の景観を乱さない位置・配置、色彩・意匠とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川・公園・鉄道等から見える壁面等は、公共性の高い部分としてその意匠に配慮します。 <p>◎太陽光発電施設については、次の事項に配慮します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材として使用する場合には、公共の空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めます。 ・建築物に設置する場合は、建築物（建築設備を除く）の最上部の高さ以下とします。 ・勾配屋根に使用する場合には一体的に見える形態とするとともに、その他の外壁・屋根等の色彩と調和するものとするを原則とします。 ・外壁材として使用する場合には、その他の外壁材と調和を図ります。 ・屋根材として使用する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを使用します。 ・パネルは反射が少なく模様が目立たないものの使用に努めます。 ・パネル面に文字を書いたり、複数色のパネルを並べないこととします。
--	--

②工作物

区分	基準の内容
位置・配置・形態・意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・柵・塀・擁壁などは周辺との調和や連続性の確保に努めるとともに、積極的な緑化に努めます。 ・通行者などに圧迫感を与えないよう、位置や配置、形態などに配慮し、高さは最小限に抑えます。 ・鉄塔、煙突等の背の高いものは、形態や色彩に配慮し、高さは最小限に抑えます。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の基準に準じることとします。 ・自然景観が豊かな場所に設置する塀や擁壁、石積み等は、風土に合った素材(木・石等)を使用するよう努めます。
その他	<p>◎電波塔や鉄塔については、次の事項に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置位置や高さについて、眺望景観を阻害しないよう配慮します。 ・文化財などの重要な景観資源周辺への設置は出来る限り避けます。 ・高さや規模は最小限に留め、出来る限り小さく、低く、細くします。 ・色彩は、法令等の制限に依る場合を除き、原則として背景となる空に溶け込む灰色系などの色とします。山林などに設置する場合には茶系などの色とするよう配慮します。 <p>◎太陽光発電施設等については、次の事項に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の陸屋根に設置する場合には、設置面周囲のパラペットの高さ以下とします。やむを得ずその高さを超える場合には、ルーバー等により修景を行い、建築物との一体性確保に配慮します。 ・公共の空間・施設から望見できる場所には設置しないよう努めます。 ・地面に設置する形式の場合、配置の工夫、植栽やルーバー等による目隠し修景などにより目立たないようにします。 ・勾配屋根に使用する場合には一体的に見える形態とするとともに、その他の外壁・屋根等の色彩と調和するものとするを原則とします。 ・建築物に設置する場合は、建築物（建築設備を除く）の最上部の高さ以下とします。 ・外壁材として使用する場合には、その他の外壁材と調和を図ります。 ・屋根材として使用する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものを使用します。 ・パネルは反射が少なく模様が目立たないものの使用に努めます。 ・パネル面に文字を書いたり、複数色のパネルを並べないこととします。

③開発行為、土地の形質の変更

区分	基準の内容
位置・配置・ 形態・意匠等	<ul style="list-style-type: none">・建築物、工作物の基準に準じることとします。・行為地及びその周辺の景観特性を把握し調和を図るとともに、その特性を生かすよう配慮します。行為地内及びその周辺に樹林地や水辺などがある場合には、その活用を図ります。・既存の地形の改変は最小限に留めるよう努めます。また大規模な擁壁や法面などが生じないように配慮し、やむを得ず生じる場合には法面等の緑化や前面植栽による緩衝、構造・配置等の工夫により景観への影響を低減させます。
色彩・材料 その他	<ul style="list-style-type: none">・建築物、工作物の基準に準じることとします。

④物件の堆積

区分	基準の内容
位置・配置・ 形態・意匠等	<ul style="list-style-type: none">・高さは出来る限り低く抑えます。景観上の配慮のほか、周辺に危険が及ばないように、安全な勾配とします。・周辺に圧迫感を与えないよう配慮します。・植栽や塀などにより、公共空間から遮蔽するよう努めます。

(3)ゾーン別の景観形成誘導基準

①商業地景観ゾーン

【商業系用途地域の指定区域(国道50号沿道の区域を除く)】

区 分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並みとの調和に配慮します。 ・壁面位置の工夫により、歩道部と合わせた敷地の活用を図り、まちのにぎわい創出に努めます。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の低層部は通行者の視点を考慮し、にぎわいの連続性に配慮した景観を形成します。 ・建築物等の中高層部では、壁面位置や高さ、形態意匠などのファサード(外観)の統一に配慮し、連続性も含めた景観の調和に配慮します。 ・人の滞留が多く見込まれる交差点部は景観上の重要な要素となるため、通行者などからの見え方を踏まえ、特に良好な景観の形成に努めます。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は商業地景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・基調色は落ち着いた色を選択し、彩度の高い突出した色は使用しません。 ・アクセントカラーはにぎわいあるまち並み景観の形成に配慮し、色の選択にあたっては明度や彩度を工夫して決定することとします。 ・通行者の視野に入りやすい低層部では、外部仕上げに自然素材などの利用に努めます。また材料の特徴を生かしたデザインとするよう努めます。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界付近では植栽等の緑化や、歩道部とあわせたオープンスペースの確保に努めます。 ・植え込みや花壇などを配置するなど、潤いある都市景観の形成に努めます。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や工作物等の設置にあたっては、取付位置や意匠等に配慮し、周辺のまち並みとの調和を図ります。 ・車庫・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場などの施設は、配置や植栽などにより道路側から目立たないようにします。駐車場等の出入口は主となる道路の通行者の流れに配慮し、裏側などに配置します。 ・照明は周辺環境との調和に配慮して適正な配置や照度等を計画します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖店舗のシャッターは常時閉め切りとせず、店舗の新規入店や住民等のイベント利用などにより施設の活用を図り、まちのにぎわい創出に努めます。



②歴史景観ゾーン

【伝統的建造物群保存地区・指定文化財等の周辺の区域】

区分	基準の内容
基本的事項	・伝統的建造物群保存地区では、保存条例及び保存計画に定める規制を遵守し、これに定めのない事項については歴史景観ゾーンの基準で補完します。
位置・配置	・まち並みの歴史特性に配慮した位置・配置とします。 ・必要に応じてオープンスペースを確保し、ゆとりある景観の創出に努めます。オープンスペースの確保により連続性が失われる場合は、垣根や塀などの工夫した配置により、連続性の確保にも配慮します。
形態・意匠	・高さや形態・色彩・意匠が歴史的資源の景観を阻害したり、乱したりすることのないよう、近接する歴史景観資源との調和に努めます。
色彩・材料	・色彩は歴史景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・歴史的資源の景観と調和した色彩を用います。 ・周辺の歴史特性や建物の状況により、木材や石材など、歴史特性に合わせた自然素材の利用に努めます。
外構・緑化	・歴史特性を考慮した上で、可能な範囲で敷地境界の緑化に努めます。 ・敷地境界に構造物を設ける場合は、周辺環境との調和に配慮し、木塀や土塀、垣根など自然の素材の利用に努めます。また、高さは必要最小限とし、圧迫感の低減を図ります。
屋外設備・施設の配置等	・車庫・駐車場・駐輪場・ゴミ置き場などの施設は、配置や植栽などにより道路側から目立たないようにします。 ・自動販売機等は塀などの工作物により目立たない位置に設置し、色彩・意匠なども周辺景観に配慮します。 ・照明は歴史的資源との調和に配慮して形態・意匠及び配置や照度等を計画します。
その他	・屋外広告物は自家用広告なども含め、必要最小限に留めます。また意匠や大きさ、高さ等も歴史的資源や周辺景観との調和を最優先とします。



③沿道市街地景観ゾーン

【都市計画区域内の国道・主要な県道・車線数が4以上の市道の沿道50mの区域（商業地景観ゾーン及び梅田町2丁目～5丁目、新里町北・中部の区域を除く）】

区 分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性に配慮した位置・配置とします。 ・沿道型の大規模店舗等の設置にあたっては、幹線道路との間にオープンスペースを設け、道路側へ圧迫感を与えないようにします。看板等の広告物は高さや数量を最小限とし、配置の工夫により圧迫感を与えないようにします。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の形態・意匠は沿道の連続性に配慮し、高さや規模などが突出したものとならないよう努めます。やむを得ず突出してしまう場合は、突出量を最小限に抑えるほか、上層部のセットバックなどにより突出感の軽減を図ります。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は沿道市街地景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・基調色は落ち着いた色を選択し、彩度の高い突出した色は極力使用しません。 ・アクセントカラーは、にぎわいあるまち並み景観の形成に配慮し、色の選択にあたっては明度や彩度を工夫して決定することとします。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な店舗や工場などの沿道（特に幹線道路沿い）部分では、植栽などにより沿道環境の向上に努めます。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や工作物等の設置にあたっては、取付位置や意匠等に配慮し、周辺のまち並みとの調和を図ります。 ・照明は周辺環境との調和に配慮して適正な配置や照度等を計画します。
その他	



④住宅地景観ゾーン

【住居系用途地域の指定区域】

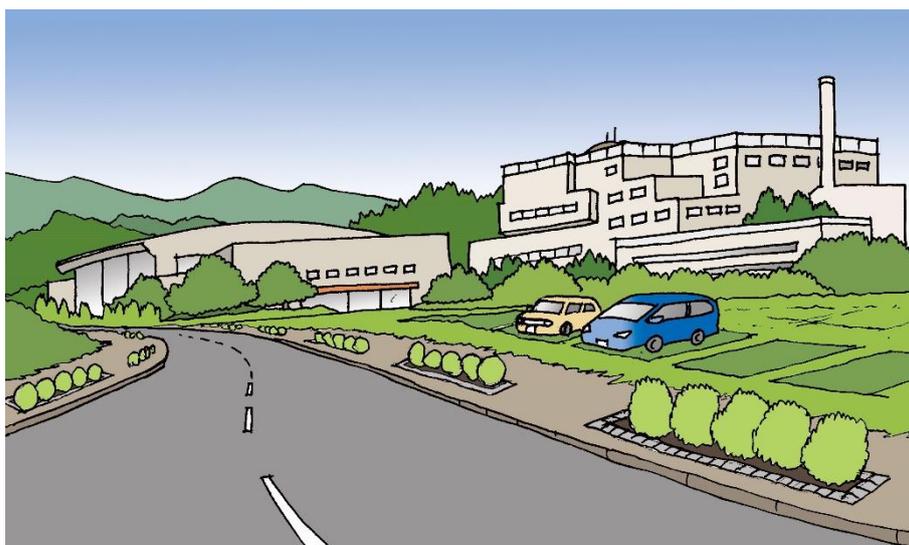
区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とします。 道路などの公の空間と住居などの私的な空間の境界付近では、急激な変化や隔絶が生じないように努めます。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の住居等との連続性や一体性に配慮し、まち並みの調和を図ります。 住宅地としての穏やかな景観の形成のため、高さは出来るだけ低く抑え、周辺のまち並みから突出した高さとならないよう努めます。やむを得ず突出してしまう場合は、突出量を最小限に抑えるほか、上層部のセットバックなどにより突出感の軽減を図ります。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は住宅地景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 周辺建物や遠景の自然と調和する、落ち着いた色を使用します。彩度の高い色は極力使用しないこととし、やむを得ず使用する際は適切な色を選択し、使用面積も最小限に抑えます。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 塀や石垣、垣根等は、周辺との景観の調和に配慮して設置します。 植栽や花壇、植え込みなどにより、積極的な緑化に努めます。 配置等と併せ、公空間と私空間の変化を緩やかにするよう努めます。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> 給湯機器や空調設備などは道路から目立たない配置とし、配管等は露出させないことを基本とします。やむを得ず望見できる位置に設置する場合には、目隠しやカバー等で覆うなど目立たないように配慮します。 照明は周辺環境との調和に配慮して適正な配置や照度等を計画します。
その他	



⑤工業地景観ゾーン

【工業系用途地域の指定区域】

区分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と近接する工場は、ゆとりある建物配置などにより周辺への圧迫感の低減を図ります。 ・大規模工場等では、前面道路や隣地境界から建物をセットバックさせ、周囲への圧迫感の低減を図ります。 ・山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とします。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の形態・意匠（付属設備等も含む）は全体で統一感をもたせるとともに、周辺景観との調和を図ります。 ・大規模工場等では、圧迫感や疎外感を与えやすい長大な壁面の軽減に配慮した建物デザインとします。 ・周辺のランドマークや遠方の自然等への眺望を著しく遮るような形態・意匠は極力避け、地域固有の景観特性に配慮します。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は工業地景観ゾーンの基準を遵守します。 ・基調色は落ち着いた色を選択し、彩度の高い突出した色は極力使用しません。特に長大な壁面等を有する建築物は、圧迫感のない配色とします。 ・アクセントカラーを使用する場合は、にぎわいあるまち並み景観の形成に配慮し、色の選択にあたっては明度や彩度を工夫して決定することとします。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の周囲に住宅地との調和に配慮した十分な植栽を設置し、良好な環境を保全します。 ・敷地境界のフェンスや塀等は沿道通行者に圧迫感を与えないよう、配置や構造などに配慮します。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や施設の意匠や色彩、材質等は本体建物と統一を図ります。 ・大きな駐車場や敷地内の空地は、周辺の植栽配置等により景観が空虚な印象とならないよう配慮します。 ・照明は周辺環境との調和に配慮し、適正な配置や照度等を計画します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住居系建築物の基準は住宅地景観ゾーンの基準に準じます。



⑥自然景観ゾーン

【市街化調整区域、区域区分の無い地域、都市計画区域外の地域】

区 分	基準の内容
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みや水辺など遠方に広がる自然の眺望を妨げない位置・配置とします。 ・周辺集落や山並み・水辺・田畑などとの調和を意識して配置します。 ・道路などの公の空間と住居などの私的な空間の境界付近では、急激な変化や隔絶が生じないように配慮し、ゆったりとした変化となるよう努めます。 ・建物が連続している場所では、連続性が確保されるよう配慮します。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観と調和した穏やかな形態・意匠を基本とし、周辺の山並み等から突出したものとならないようにします。 ・行為地及びその周辺の地形に沿った形態・意匠・配置とします。 ・位置・配置と併せ、眺望景観を阻害しない形態・意匠とします。
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は自然景観ゾーンの色彩基準を遵守します。 ・周辺建物や遠景の自然と調和する、落ち着いた色を使用します。彩度の高い色は極力使用せず、使用の際は適切な色を選択し、使用面積も最小限に抑えます。 ・木材・石材など自然の材料を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮します。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界部の塀や生け垣については、沿道の連続性や一体性などに配慮しながら、出来るだけ自然材料を利用します。 ・大規模開発等にあたっては、周辺緑化などにより周辺との調和を図ります。 ・行為地に現存する樹林や水辺は出来る限り保存に努め、これらの活用を図るよう配慮します。
屋外設備・施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯機器や空調設備などは道路から目立たない配置とし、配管等は露出させないことを基本とします。やむを得ず望見できる位置に設置する場合には、目隠しやカバー等で覆うなど目立たないように配慮します。
その他	

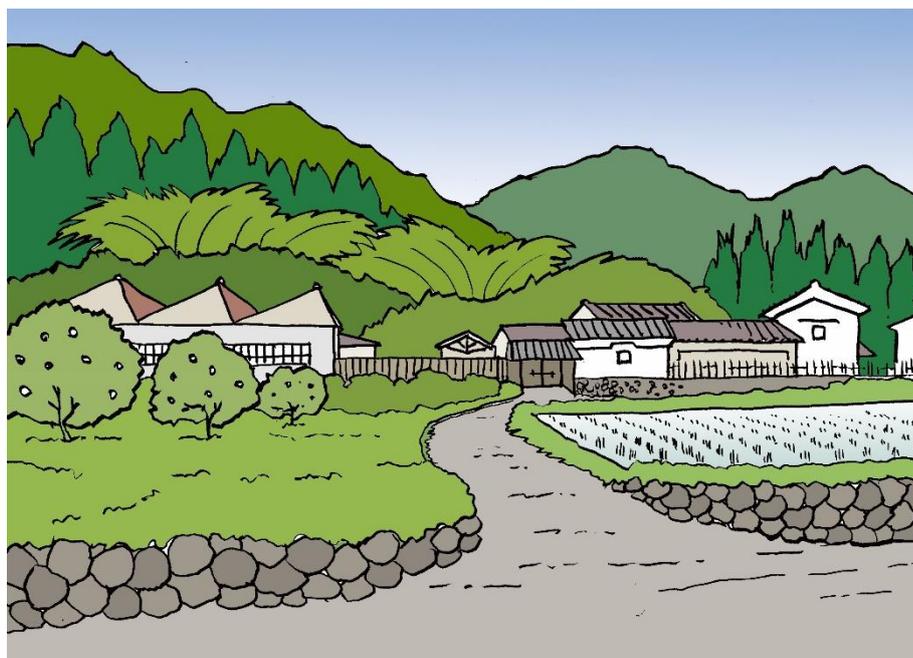
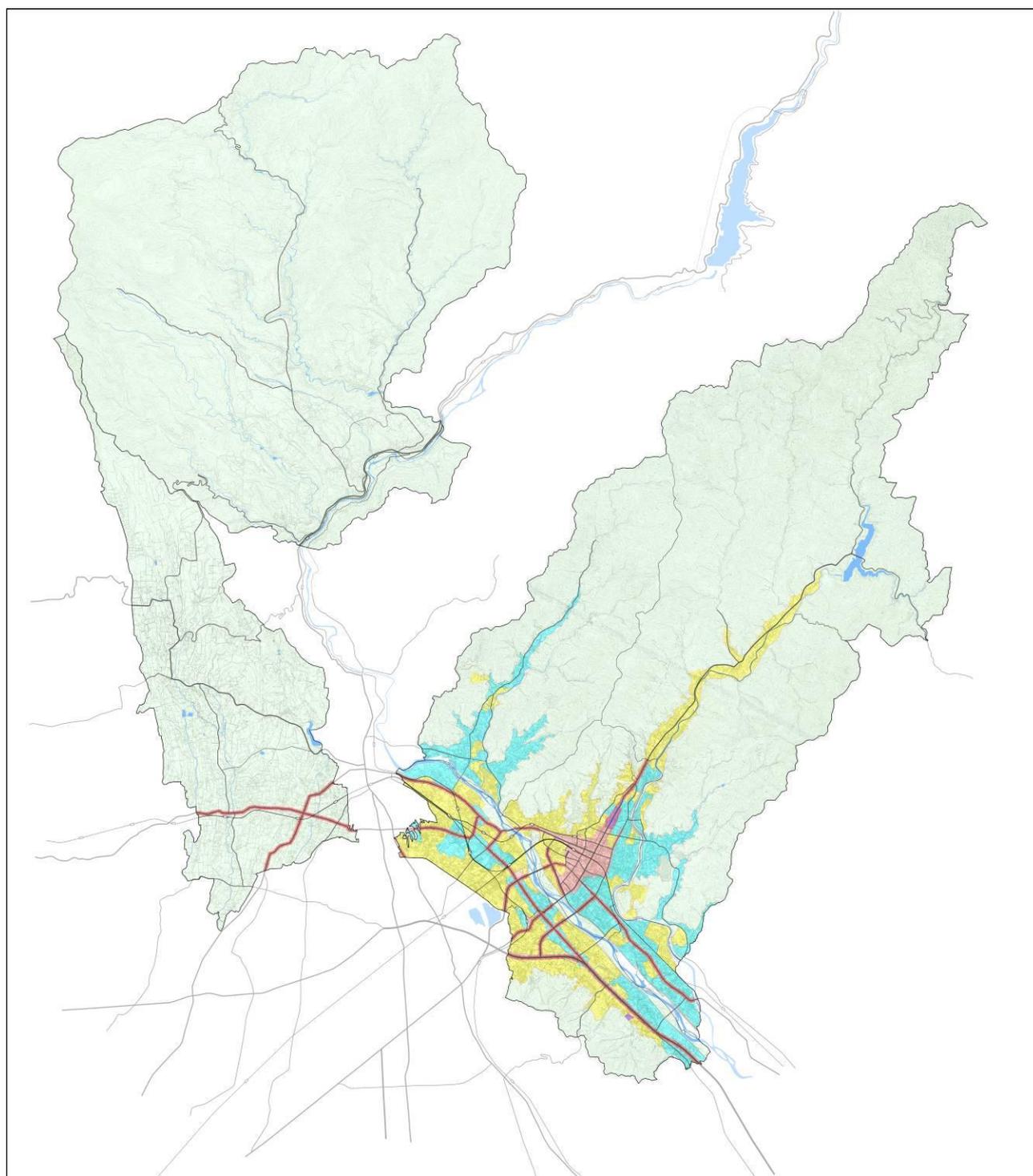
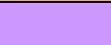
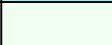


図 4-2 景観形成誘導方針図



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	住宅地景観ゾーン		商業地景観ゾーン		工業地景観ゾーン
	沿道市街地景観ゾーン		歴史景観ゾーン		自然景観ゾーン
	伝統的建造物群保存地区				

第5章

景観重要建造物・ 景観重要樹木の指定の方針



5 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

5-1 景観重要建造物の指定の方針

当市では、それぞれの地域で培われ、育まれてきた歴史や文化、産業と、地域に住む人々の生活を背景に、様々な建造物が造られ、固有のまち並みが形成されてきました。これらの建造物のうち、地域のランドマークとなるもの、景観形成の先導的役割を担うものなど、特に当市の景観形成に重要な役割を果たす建造物について、景観重要建造物として指定することで、当市固有の良好な景観の保全や建造物の活用を図っていきます。

(1)景観重要建造物の指定基準

景観重要建造物の指定基準を、次のとおり定めます。

①建造物の外観が、次のいずれかに該当する景観的特徴を持ち、良好な景観の形成に資する重要なものであること。

●景観的な価値を有するもの

市民や来訪者のランドマークとなるなど、当市の景観において特に重要な役割を担う建造物であること。

●歴史的な価値を有するもの

建造物が当市の歴史的な変遷の中で重要な役割を果たし、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。

●建築的な価値を有するもの

建造物が、その構造や意匠等について建築的な価値が高く、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。

●地域固有の価値を有するもの

地域の歴史・民俗・文化などを考えるうえで重要な役割を担い、地域固有の価値を後世に伝えるうえで必要であると認められるものであること。

②市民や来訪者から望見できるものであること。

③地域における重要性が地域住民に認められ、良好な景観の形成に必要であること。

※なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定をされたものについては、景観重要建造物に指定できません。(法第19条第3項)

(2)景観重要建造物の指定手続き

景観重要建造物の指定には、所有者の同意が必要となります。

指定にあたっては、所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議を行い、建造物の保全や管理、活用に関する事項を定めます。定めた事項については景観審議会に諮問し、意見を聴きます。

また、建造物の所有者等は、法第20条の規定に基づき景観重要建造物として指定することを提案することができます。

(3)景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針

景観重要建造物の指定を受けた建造物(以下、「指定建造物」という。)は、法の規定により現状変更(通常管理行為、政令で定める軽易な行為は除く。)には市長の許可が必要となるほか、所有者及び管理者(以下、「所有者等」という。)には、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務が生じます。そのため、市では所有者等が適切に保全・管理を行えるよう支援するとともに、指定建造物の周辺における良好な景観の形成についても取り組めます。

また、指定建造物の保全・活用のため、指定建造物に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定建造物への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。

5-2 景観重要樹木の指定の方針

特に当市の景観形成に重要な役割を果たす樹木について、景観重要樹木として指定することで、当市固有の良好な景観の保全や建造物の活用を図っていきます。

(1)景観重要樹木の指定基準

景観重要樹木の指定基準を、次のとおり定めます。

①樹木の外観が、次のいずれかに該当する景観的特徴を持ち、良好な景観の形成に資する重要なものであること。

●景観的な価値を有するもの

市民や来訪者のランドマークとなるなど、当市の景観において特に重要な役割を担う樹木であること。

●歴史的な価値を有するもの

樹木が当市の歴史的な変遷の中で重要な役割を果たし、かつ現在もその価値を維持し、伝えているものであること。

●地域固有の価値を有するもの

地域の歴史・民俗・文化などを考えるうえで重要な役割を担い、地域固有の価値を後世に伝えるうえで必要であると認められるものであること。

②市民や来訪者から望見できるものであること。

③地域における重要性が地域住民に認められ、良好な景観の形成に必要であること。

※なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定をされたものについては、景観重要樹木に指定できません。(法第28条第3項)

(2)景観重要樹木の指定手続き

景観重要樹木の指定には、所有者の同意が必要となります。

指定にあたっては、所有者又は管理者の意見を聴き、十分な協議を行い、樹木の保全や管理、活用に関する事項を定めます。定めた事項については景観審議会に諮問し、意見を聴きます。

また、樹木の所有者等は、法第29条の規定に基づき景観重要樹木として指定することを提案することができます。

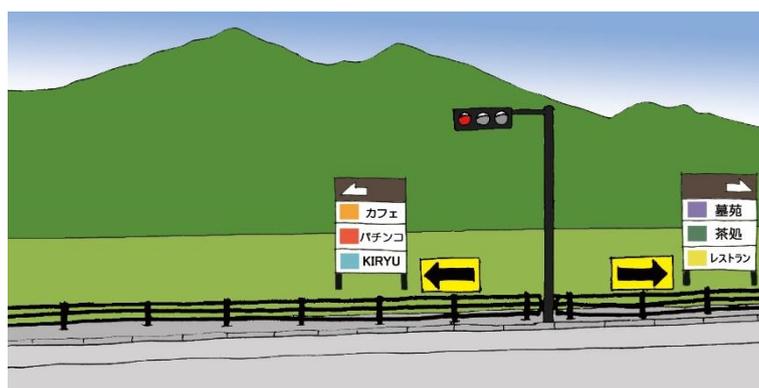
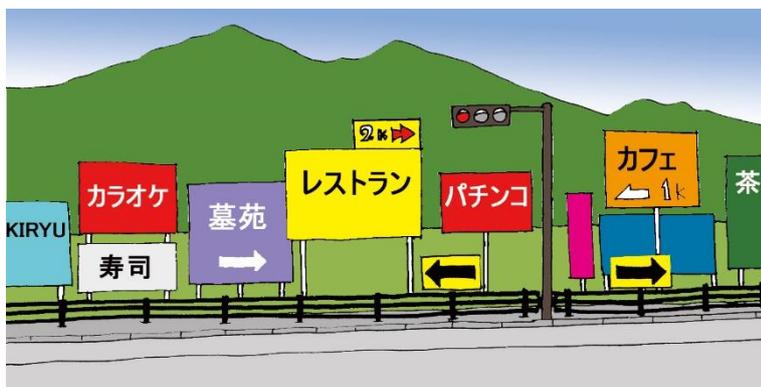
(3)景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針

景観重要樹木の指定を受けた樹木(以下、「指定樹木」という。)は、法の規定により現状変更(通常の管理行為、政令で定める軽易な行為は除く。)には市長の許可が必要となるほか、所有者及び管理者(以下、「所有者等」という。)には、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義務が生じます。そのため、市では所有者等が適切に保全・管理を行えるよう支援するとともに、指定樹木の周辺における良好な景観の形成についても取組みます。

また、指定樹木の保全・活用のため、指定樹木に関する周知や、周囲から望見可能な場所における指定樹木への配慮などにより、その特徴や魅力の維持・向上を図ります。

第6章

屋外広告物に関する 行為の制限に関する事項



6 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

6-1 屋外広告物の規制・誘導についての基本的な考え方

屋外広告物は、様々な情報伝達手段としての機能やまちのにぎわいの創出など、私たちの暮らしに大切な役割を有しています。しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫してしまうと、市街地や自然などの良好な景観を阻害することもあります。

そこで、良好な景観を形成するため、本計画及び屋外広告物条例に基づき、本市における屋外広告物の表示等について適正に規制・誘導を進めていきます。

6-2 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、屋外広告物条例に規定する事項、本計画の「第3章 良好な景観の形成に関する方針」、「第4章 行為の制限に関する事項」に定める内容のほか、次に定める基準を遵守することとします。

○屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にかかる基準

- ・周辺の景観と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠等であること。
- ・裏面・側面・脚部等、広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成や風致の維持に配慮したものであること。
- ・脱落・飛散・倒壊等の恐れのないものであること。
- ・材料は、腐食や腐朽・損傷をしにくいもの若しくは腐食・防腐・損傷等に対し有効な防止措置を施したものをを使用すること。
- ・交通標識や信号機、その他法令に基づき標示等がされている物件等と混同せず、またその視認等を妨げないこと。

このほか良好な景観の形成及び風致の維持を推進するため、次の事項に配慮することとします。

○屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置にかかる配慮事項

- ・遠方に広がる自然の眺望や道路の見通しを保全するため、高さは出来る限り低くすること。周囲に建物がある場合はそれらより低い高さとするよう努めること。
- ・数量・規模・設置箇所数は必要最小限とすること。
- ・広告物の設置形態は統一を図ること。
- ・複数の屋外広告物はコンパクトに集約し、意匠や大きさ等を整えること。また広告物は建築物等の敷地内に収めること。
- ・建物と一体で設置されるものは、建物と調和した位置・形状・大きさ・材料・色彩・意匠等とすること。
- ・歴史景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、自然景観ゾーンでは、基調色に落ち着いた色彩を使用することとし、基調色以外についても彩度の高い色の使用は極力控えること。
- ・企業広告等、全国共通のデザインのものであっても、背景色と図等の色の反転、高彩度色の使用面積縮小と配置変更、切り文字などの配慮を行うこと。

第7章

景観重要公共施設に関する事項



県立ぐんま昆虫の森

7 景観重要公共施設に関する事項

7-1 景観重要公共施設の指定の方針

道路や河川、公園などの公共施設は当市の景観の骨格を成す大きな要素であり、また地域の象徴となるものです。このような公共施設のうち、当市の良好な景観の形成に特に重要な役割を果たすもの、地域の景観形成に先導的な役割を果たすものについては、景観重要公共施設に指定し、その整備や利活用に関する方針を定めます。なお、指定にあたっては当該施設の管理者である国や県等と協議し、同意を得た上で指定します。

○景観重要公共施設の指定基準

次のいずれかに該当すること。

- ・本計画の第3章「良好な景観の形成に関する方針」に示す“桐生らしい景観”の一部を構成する公共施設。
- ・地域の景観形成において先導的な役割を果たす上で重要な公共施設。

7-2 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、当該施設の計画・築造・維持管理の各段階での配慮が必要となります。

計画から築造の段階では、第3章「良好な景観の形成に関する方針」及び第4章「行為の制限に関する事項」に適合するよう形態・意匠・色彩・緑化等に配慮し、整備します。

維持管理の段階では、補修や改修の際に景観阻害要素の除却または改善を行い、より良い景観の形成に努めます。

7-3 占用許可に関する基本的な考え方

占用許可にあたっては、第3章「良好な景観の形成に関する方針」及び第4章「行為の制限に関する事項」に適合するよう配慮するほか、次のとおり配慮事項を定めます。

○占用物件に関する配慮事項

- ・道路等の公共空間に設置される標識・案内板等については、周辺のまち並みと調和するものとする。また、特定の範囲の区域(自治体、地域、公共施設の区域等)でデザインが統一的なものとなるよう努める。
- ・その他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などによる修景や目立たない位置への設置を行う。
- ・配置は眺望や景観の連続性に配慮し、数量・規模・設置箇所数は必要最小限とする。
- ・色彩・材料は周辺景観と調和し、経年変化を考慮したものとする。

第8章

景観地区等の指定の方針



古路瀬溪谷

8 景観地区等の指定の方針

8-1 地区の指定方針

景観地区は、法第 61 条の規定に基づき、都市計画区域または準都市計画区域において、市街地の良好な景観の形成を図るために定めるもので、都市計画決定を要します。

準景観地区は、法第 74 条の規定に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域ではない地域において、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている地域の景観保全を図るために指定するものです。

景観重点地区は、桐生市景観条例に基づき、景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成又は保全を図る必要があると市長が認める地区について、その取組を支援するため、市長が指定するものです。景観重点地区では、住民や事業者等の合意に基づき、地区固有の景観形成や保全を図るための基準を定めることができます。景観重点地区から法定地区への将来的な移行に向け、良好な景観の形成・保全の推進が望まれます。

また景観地区等の指定と併せ、景観協定など法や条例に基づく諸制度の活用等を図ります。

景観地区等は、今後の当市の景観形成において特に重要となる地区、規範となるべき地区であるとも考えられ、設定にあたっては十分な配慮が必要です。地区の設定にあたっては、地区の住民・事業者の合意のもと、住民・事業者の自発的な景観形成への取組が行われる地域について、景観地区等を指定し、その位置付けを明確にしていきます。

景観地区等の指定にかかる市民等からの提案については、法第 11 条に規定する提案制度により行うことができます。

8-2 地区の指定候補地

当市における景観形成を考えるうえで特に重要と考えられる地区、規範となるべき地区について、その指定候補地を「都市的地区」「歴史的地区」「自然的地区」に分類して示します。

(1)都市的地区

都市的地区は、市の内外から多くの人々が集まり、活動し、交流するエリアで、当市の顔としての良好な景観形成が望まれる地区です。

①中心市街地地区

本町三丁目から錦町三丁目の本町通り沿いと末広町から本町五丁目の末広町通り沿いにある商店街及びその周辺について、それぞれの商店街の特徴を生かした個性ある景観整備を目指す。

②桐生駅周辺地区

当市の主たる玄関口であるJR桐生駅を中心に、官公庁施設や学校、店舗などが集中する当市の中心地として、その役割に相応しい景観と機能を有する整備を目指す。

③新桐生駅周辺地区

都心からの来訪者を迎える、当市の玄関口として、その役割に相応しい景観と機能を有する整備を目指す。

④相老駅周辺地区

東武鉄道の急行列車停車駅であり、周辺地域の玄関口としての景観形成が望まれるほか、駅周辺には大規模工場もあり、近隣の住宅地との景観の調和が望まれるため、相老駅を核とした良好な景観整備を目指す。

(2)歴史的地区

歴史的地区は、当市の豊富な歴史景観を代表して後世へ伝えていく必要のあるエリアで、地域の歴史・文化等に配慮した良好な景観の保全・形成が望まれる地区です。

①天満宮周辺地区

桐生新町伝統的建造物群保存地区を中心に、群馬大学理工学部や、のこぎり屋根の建物が点在する東久方地区などについて、当市の発展の歴史を刻む特徴ある景観の保全・活用を目指す。

②宮本町地区

当市の中でも古い歴史を有する美和神社、西宮神社の西側区域を中心に、歴史的な面影を伝える建築物が多く残る宮本町二丁目～三丁目の市街地部について、その保全・活用を目指す。

③柄杓山城跡周辺地区

中世期に当市の中心として栄えた柄杓山城跡^{ひしやくやま}とその周辺に点在する寺社を含む地区について、当市形成の核となった歴史的景観の保全・活用を目指す。

④彦部家住宅周辺地区

室町時代末期から続く国指定重要文化財彦部家住宅とその周辺にある賀茂神社などの寺社を含む地区について、その歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑤中塚古墳周辺地区

古墳時代終末期の中塚古墳をはじめ、武井廃寺塔跡や谷津館跡、新田義貞公首塚など、新里地域及びその周辺地域の歴史的・文化的変遷をたどることができる遺構を含む地区について、その歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑥山上城跡公園周辺地区

山上城跡公園や周辺にある国指定重要文化財山上多重塔などを含む地区について、地域で育まれてきた歴史的・文化的資源の保全も含めた歴史的景観の保全と活用を目指す。

⑦武井遺跡公園周辺地区

旧石器時代の出土品が大量に発掘されている武井遺跡公園周辺の地区について、その歴史的景観の保全と周囲に広がるのどかな田園風景の保全を目指す。

(3)自然的地区

自然的地区は、当市の豊かな自然を感じ、人々の「こころのふるさと」として後世へ伝えていく必要のあるエリアで、当市の礎である美しい自然環境のうち、特に保全・育成が望まれる地区です。

①渡良瀬川溪谷地区

黒保根町を流れる渡良瀬川上流の渓谷について、美しい渓谷の水辺に四季折々の彩りを加える木々の連なりや、鉄道の車窓や道路、山頂などからの眺望景観の保全・育成を目指す。

②渡良瀬川地区

渡良瀬川のみどり市との境から下流全域とその周辺を含む地区について、当市の自然景観の骨格の一部を成す、開放感と潤いに満ちた美しい景観を守り、桐生市民の心象風景の1つとして守り育てていくことを目指す。

③桐生川地区

源流から下流まで、当市を縦断しながら様々な景観を見せる桐生川とその周辺について、源流部・上流部・中流部・下流部とそれぞれの特徴を生かした整備と保全を目指す。

④ぐんま昆虫の森周辺地区

特徴的な意匠の建造物や良好な自然景観を有する県立ぐんま昆虫の森を中心に、昆虫をはじめ多様な生物が生育する良好な環境の保全と美しい森林環境の整備を目指す。

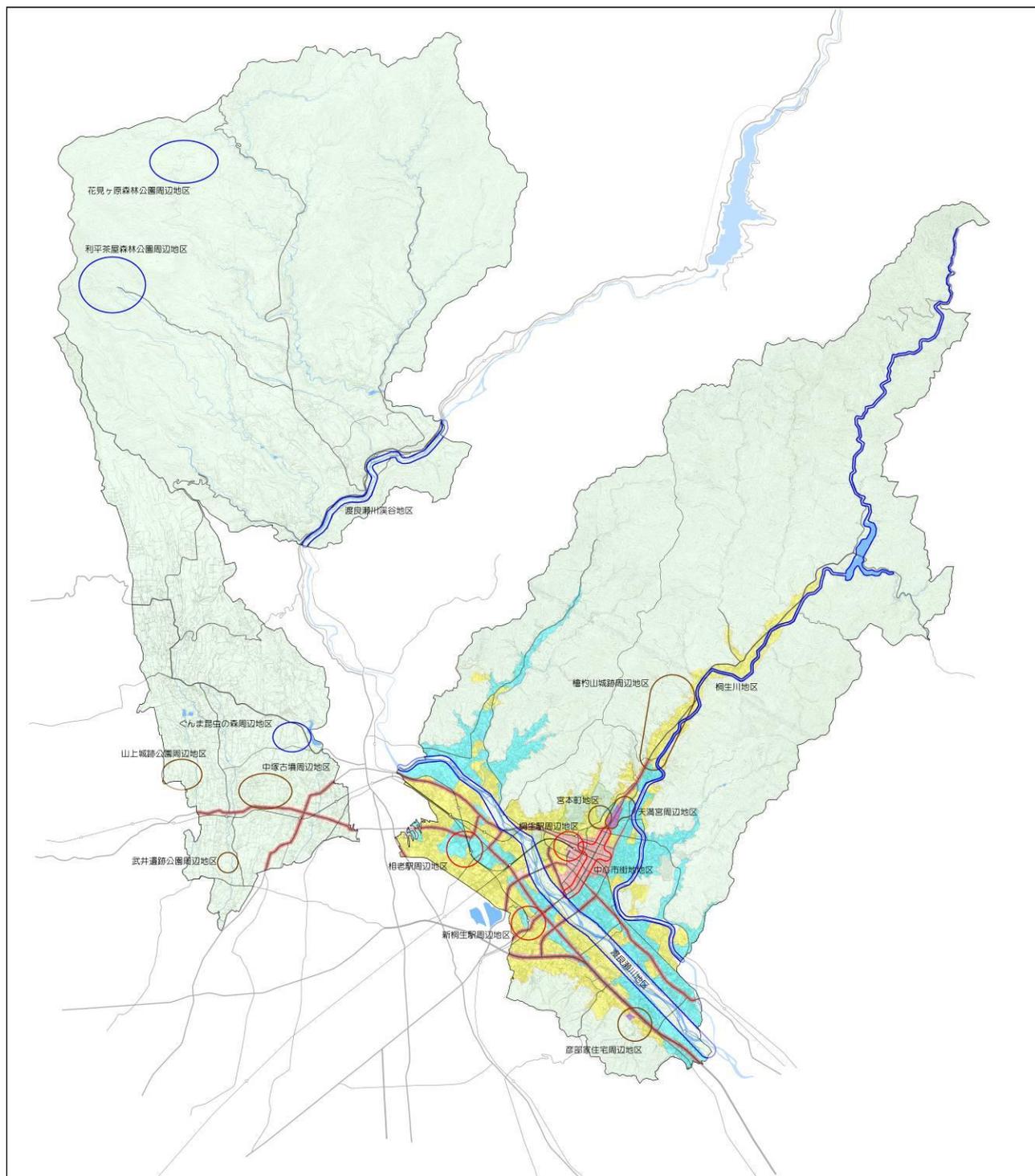
⑤利平茶屋森林公園周辺地区

赤城山東麓に位置し、良好な自然環境を生かした登山やキャンプなどの野外活動の拠点となる利平茶屋森林公園とその周辺について、その特徴を生かした保全・整備を目指す。

⑥花見ヶ原森林公園周辺地区

ツツジ類やミズナラ、シラカバなど多様な植生や、そこに生息する野鳥をはじめ多様な生物が見られる花見ヶ原森林公園及びその周辺について、良好な自然景観の保全・整備を目指す。

図 8-1 景観地区等の指定候補地



凡 例

	河川湖沼		道 路		鉄道・駅
	都市的地区的候補地		歴史的地区的候補地		自然的地区的候補地
	住宅地景観ゾーン		商業地景観ゾーン		工業地景観ゾーン
	沿道市街地景観ゾーン		歴史的景観ゾーン		自然景観ゾーン
	伝統的建造物群保存地区		風致地区		緑地・緑地保全地区

第9章

良好な景観と住み良い まちの形成に向けて



水道山から市街地を望む

9 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

良好な景観の形成を進めるためには、市民・事業者・行政のそれぞれが目標を共有し、行動していくことが必要です。それぞれが自ら主体的に取り組むとともに、他者と協力しあいながら進めていくことが求められます。

より良い景観と住み良いまちをつくり、育て、適切に後世に引き継ぐため、それぞれの担う役割を理解し、行動していきます。

9-1 景観形成に向けた市民・事業者・行政の役割

①市民の役割

市民は、法の基本理念並びに本計画に定める良好な景観の形成に関する方針などについて理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。

また、市や国・県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、行政・事業者と協働して良好な景観の形成に取り組めます。

②事業者の役割

事業者は、法の基本理念並びに本計画に定める良好な景観の形成に関する方針などについて理解を深め、土地の利用など事業活動に際し良好な景観の形成に自ら率先して取り組み、良好な景観の形成に努めます。

また、市や国・県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力し、行政・住民と協働して良好な景観の形成に取り組めます。

③行政の役割

市及び国・県は、法第2条に定める基本理念に則り、良好な景観の形成の促進に関しそれぞれが適切な役割分担を行う中で施策を総合的に定め、実施するとともに、良好な景観の形成に関する啓発と知識の普及を通じて市民・事業者の理解を深めるよう施策を進めます。

施策の策定・実施にあたっては、市民・事業者の意見等を反映するよう努めるとともに、行政が実施する事業においては、市民・事業者の規範となるよう、先導的に取り組んでいきます。

9-2 良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

(1)市民・事業者による良好な景観形成の取組に対する支援

①景観に関する情報の提供と意識啓発

市は、景観の形成に関する様々な情報発信のほか、景観講演会や出前講座などにより情報提供や市民・事業者の意識啓発に努めます。

②市民・事業者の活動に対する支援

市は、市民・事業者の活動に対し、技術的支援や助成のほか、表彰制度の創設等により、積極的に取り組む市民・事業者を支援します。また、住民からの発議による景観に関する計画提案を支

援するための仕組みの整備や、市民・事業者の良好な景観形成活動を支援する制度等の充実化を図り、より一層良好な景観の形成が展開できるよう努めていきます。

③景観に関する相談窓口の設置

景観づくりに関する様々な疑問や悩みの解決や、活動に対する助言のほか、景観に悪影響を及ぼす物件や違反広告物に対する通報等に対応する相談窓口を設置します。

(2)景観法に定められた諸制度の活用

法では、本計画の第8章までに記載したもののほか、市民・事業者による良好な景観の形成を支援するための諸制度が規定されています。個々の地区の状況や地域づくりの方向性などを踏まえながら、その目的・方針に応じて積極的に諸制度の活用を図ることが望まれます。

主な制度の概要は次のとおりです。

①景観計画の変更等についての市民等からの提案（法第11条関係）

景観計画区域のうち、一体として良好な景観の形成をすべき区域として相応しい0.5ha以上の一団の土地の区域について、その所有権等を有する者が、一人または数人が共同して変更等の提案をできる制度です。提案は、計画の素案の対象となる区域の土地所有者等（国・県・市等所有の公共施設用地を除く）の3分の2以上の同意が必要です。

②景観協議会（法第15条関係）

景観計画区域内における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織するものです。景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、市民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができます。

③景観協定（法第81条関係）

景観計画区域内の一団の土地の所有者等が、その全員の合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができる制度です。協定では、協定の目的となる土地の区域、良好な景観の形成のために必要な事項、有効期間、違反に対する措置などを定めます。

④景観整備機構（法第92条関係）

市長が、一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人に対し、その申請を受けて指定するものです。指定にあたっては、法第93条に掲げる業務（良好な景観の形成に関する事業を行う者に対する有識者の派遣、情報提供、相談その他の援助、景観重要建造物等の管理など）を適正かつ確実に行えると認められることが必要です。

(3)桐生市景観条例で定める諸制度の活用

法に定める諸制度のほか、市民・事業者による良好な景観の形成を支援するための諸制度を桐生市景観条例に定めます。個々の地区の状況や地域づくりの方向性などを踏まえながら、その目的・方針に応じて積極的に諸制度の活用を図ることが望まれます。

主な制度の概要は次のとおりです。

①景観重点地区

景観計画区域のうち、特に一体的な景観の形成又は保全を図る必要があると市長が認める地区について、その取組を支援するため、市長が指定するものです。景観重点地区では、市民や事業者等の合意に基づき、地区固有の景観形成や保全を図るための基準を定めることができます。景観重点地区から法定地区への将来的な移行に向け、良好な景観の形成・保全の推進が望まれます。

市民等による景観重点地区の指定の提案は、法第 11 条に規定する提案制度により行うことができます。

②地区景観推進協議会

景観計画区域内の一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として、当該地区の市民が自主的に設置した団体のうち、条例に定める要件を満たすものについて、団体からの申請を受け、市長が認定する制度です。

(4)計画的な景観形成の推進

①景観審議会

当市では平成 6 年に桐生市都市景観審議会を設置し、景観に関する事項について諮問し、答申を受けてきました。今後も引き続いて計画的な景観形成を推進するため、景観審議会の一層の活用を図っていきます。

②ガイドラインの作成

「第 4 章 行為の制限に関する事項」に定める景観形成誘導基準を補完し、色彩などより詳細な景観形成のルールを定める「桐生市景観色彩ガイドライン」を作成します。ガイドラインでは、景観形成のイメージや配慮すべき事項、守るべきルールなどについて、イラストや写真等により具体的事例や解説等を示しながら、市民・事業者にわかりやすく示します。

③計画の見直し

本計画は、上位計画の総合計画や都市計画マスタープランなどの改定に合わせて見直すこととします。また、地域における景観形成の進捗など景観にかかる情勢の変化が見られた場合には、適宜見直しを行い、改善と充実を図ります。

資料編

- ・用語集
- ・「桐生市の景観に関するアンケート」集計結果
- ・桐生市景観計画等 策定体制
- ・桐生市景観計画等 策定経過

用語集

あ行

・オープンスペース

公園・河川・農地など、建造物が建てられていない土地や敷地内の空地の総称。

か行

・桐生市新生総合計画

当市が議会の議決を経て定める「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」で、平成19年から10カ年計画で策定されています。

・桐生市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき、当市が定める「都市計画に関する基本的な方針」で、土地利用や道路・公園・下水道等の都市施設、区画整理事業等の市街地開発事業などの方針について、「市の総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めます。

・区域区分

都市計画区域のうち無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める区域の区分で、市街化区域と市街化調整区域に区分されます。

・景観法

平成16年に制定された景観に関する総合的な法律。景観に関する基本理念のほか、良好な景観の形成に関する規制・誘導・保全等を図るための規定を設けています。地域の特徴ある景観の形成を推進するため、規制等の詳細は景観行政団体に大きな裁量を与えられています。

・景観計画

景観法第8条に規定された、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する総合的な指針」となる計画で、次の事項を定めることが規定されています。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

・景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて都市計画に定める地区で、次の事項を定めることが規定されています。

- ①建築物の形態意匠の制限
- ②建築物の高さの限度
- ③壁面の位置の制限
- ④建築物の敷地面積の最低限度

・景観協定

特定の地域において、景観法に基づいて土地所有者等の全員の合意により良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民が自主的に規制を行うもの。市長の認可を要します。

さ行

・市街化区域

既に市街地が形成されている区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

・市街化調整区域

市街化を抑制する区域。

・スプロール

都市の郊外に、虫食い状の無計画・無秩序な宅地が形成されること。

・セットバック

敷地境界から建物壁面などを後退させること。セットバックにより空間のゆとりが生じるため、開放感の創出や圧迫感の低減に寄与します。

た行

・都市計画区域

都市計画法の基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるもの。

・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が定める方針で、次の事項を定めることが規定されています。

- ①都市計画の目標
- ②区域区分の決定の有無と区域区分を定める場合の方針
- ③土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

な行

・農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定に基づき指定される、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。当市では新里町、黒保根町に指定されており、旧桐生市には指定がありません。

は行

・ファサード

建物の正面の外観のこと。

ま行

・マンセル表色系

色彩を定量的に表現する方式の1つ。色を色の3属性(色相・明度・彩度)によって表す。

・マンセル値

マンセル表色系により表現した色の値。

例：2.5YR 3.4/5.7(左から色相・明度・彩度の値)と記載される。

や行

・用途地域

都市計画法第8条に規定する地域地区の1つで、地域における住居の環境保護や業務の利便増進を図ることを目的とした、都市計画の土地利用規制の基本となるもの。都市計画法と建築基準法により建築等の規制・誘導を行うことで、土地利用の純化を図ります。

ら行

・ランドマーク

地域において目印となる象徴的な建物等のこと。周辺から望み見ることができる高さのほか、特徴的な意匠、歴史、自然などを有するものがランドマークとなることが多く、重要な景観要素の1つ。

わ行

桐生市の景観に関するアンケート 調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

桐生市では、これまで桐生市都市景観形成基本計画、桐生市都市景観条例(平成6年施行)に基づいて、美しい景観の形成や保全に取り組んできました。

近年では景観に対する関心の高まりから、景観法などが制定され、桐生市においても、これまでの取り組みをより一層推進するため、法に基づく景観計画の策定及び景観条例の改正に向けた取り組みを進めています。

このアンケートは、市民の皆様が景観について日頃感じていることについて広くご意見を伺い、より良い計画を策定できるよう実施したものです。

(2) 調査方法

- ・対象地域 桐生市全域
- ・調査対象 市内在住の20歳以上の方
- ・発送数 3,000人(旧桐生市2,400人、新里町500人、黒保根町100人)
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出。
- ・調査方法 郵送で配布し、返信用封筒により郵送で回収。
- ・調査期間 平成25年11月1日から11月20日まで
- ・調査票 巻末の調査票のとおり

(3) 回収結果

- ・有効発送数 2,994人(宛先不明による返送6通を除いた数)
- ・有効回収数 783人
- ・有効回収率 26.2%

(4) 備考

このアンケート調査に合わせて、歴史まちづくりに関するアンケートも行っていますが、この場での考察は省略します。

2. 回答者の属性

(1) 性別割合

全体 783 人に対し、男性 313 人、女性 470 人となっています。



(2) 年齢別割合

20 歳代が 65 人、30 歳代 81 人、40 歳代 109 人、50 歳代 147 人、60 歳代 205 人、70 歳以上 175 人となっています。50 歳以上の回答者が全体の 67% を占めており、やや高齢層に偏りが見られました。



(3) 職業別割合

会社員・公務員・団体職員が最も多く 213 人、以下、専業主婦(夫) 153 人、無職 148 人、アルバイト・パート 104 人と続き、この 4 項目で全体の約 8 割を占めています。



(4) 居住年数別割合

30 年以上が最も多く 435 人、以下 20 年～30 年未満 133 人、10 年～20 年未満 112 人と続き、この 3 項目(10 年以上の在住者)で全体の約 9 割を占めています。

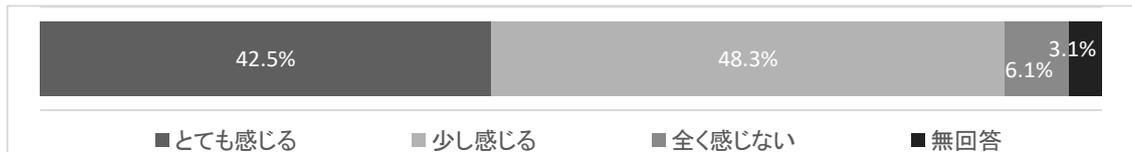


3. 桐生市の景観に関する現状に関する設問

(1) 市全体の景観に対する愛着度

問1 桐生市全体の景観について愛着を感じますか。当てはまる番号に○をしてください。

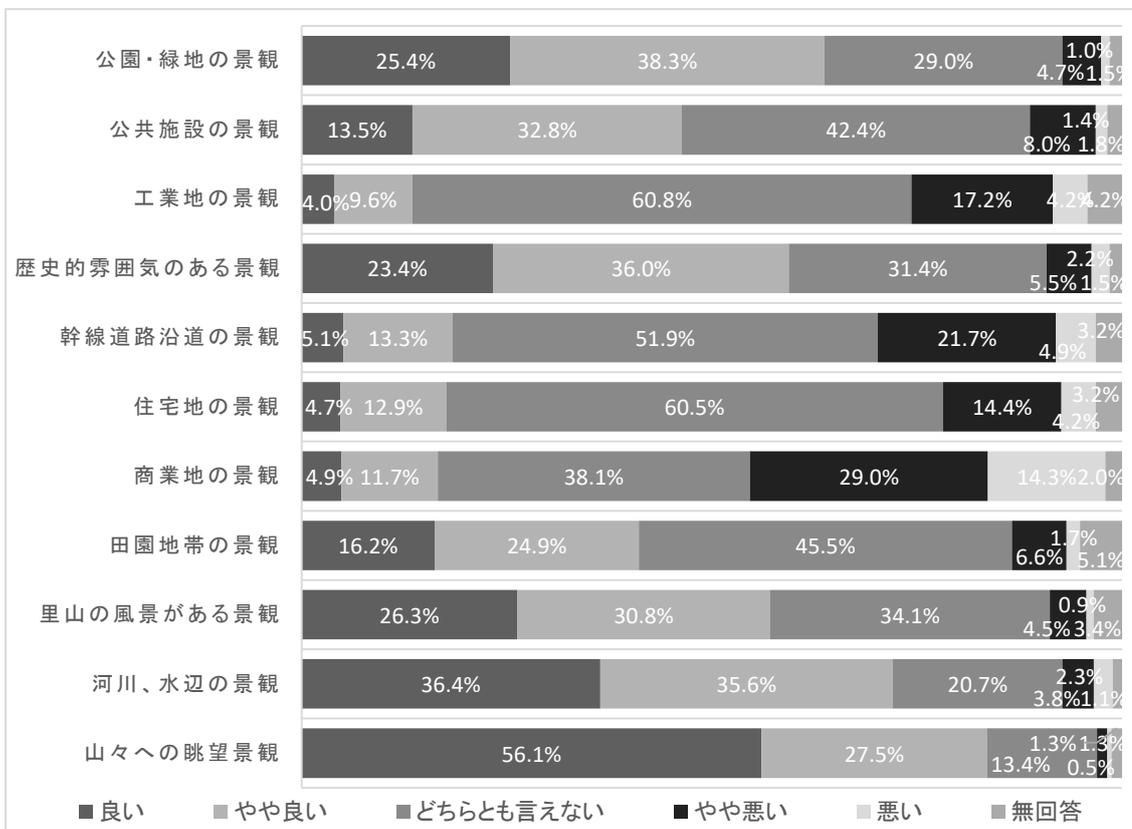
- 「少し感じる」が最も多く、48.3%となっています。
- 「とても感じる」「少し感じる」を合わせると、90.8%となっており、市民の多くは市の景観に愛着を持っている傾向がうかがえます。



(2) 市全体の景観に対する魅力度

問2 桐生市全体の景観についてどれくらい魅力を感じますか。項目ごとに当てはまる番号に○をしてください。

- 自然景観や歴史景観に関連する項目では、「良い」「やや良い」の合計が7~9割と高くなる傾向が見られます。
- 都市景観に関連する項目では、商業地景観を除いて「どちらともいえない」が最も多くなっています。
- 商業地景観では「悪い」「やや悪い」の合計が43.3%と評価が低くなっています。



(3) 市の景観に良好な影響を与えていると感じる建築物や樹木

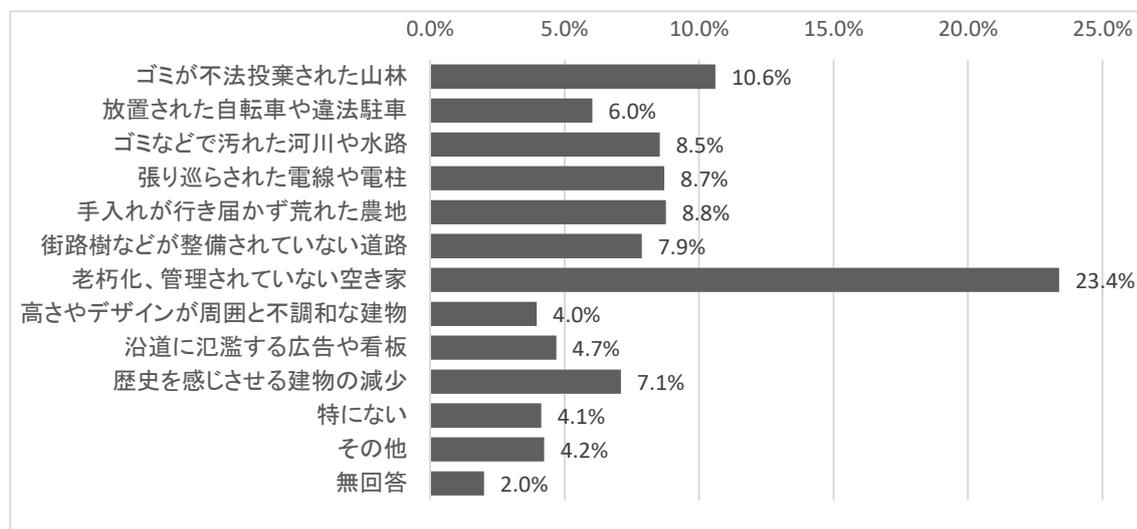
問3 桐生市の景観に良好な影響を与えていると思う建築物、樹木などがありますか。景観に良好な影響を与えていると思う理由も合わせて3つ以内でお書きください。

- 記述者数は399人(回答者の50.1%)で、様々な意見が寄せられました。
- 建築物では「有鄰館」や「桐生天満宮」など本町1・2丁目周辺の歴史的建物や市内に点在する「のこぎり屋根工場」など桐生の近代化に寄与した建物が多く挙げられていました。
- 樹木では、「相生運動公園の桜並木」「柄杓山(梅田)の桜」「おかめサクラ(新里)」「お角サクラ(新里)」など市内各地のサクラが多く挙げられていました。
- 建築物、樹木以外では、「コロンバス通り」「遊園地・動物園」「重伝建地区」などの特徴ある場所のほか、「渡良瀬川」「渡良瀬川の各橋から望む風景」などが多く挙げられていました。

(4) 市の景観を損ねていると思うもの

問4 桐生市全体で景観を損ねていると思うものがありますか。特に当てはまるものを3つまで選び、番号に○をしてください。

- 「老朽化、管理されていない空き家」が最も多く、23.4%となっています。
- 次いで「不法投棄された山林」(10.6%)、「荒れた農地」(8.8%)、「電線や電柱」(8.7%)、「ゴミ等で汚れた河川・水路」(8.5%)となっています。



(5) 市内の景観で好ましくない、または魅力が活かされていないと感じる場所

問5 桐生市内の景観で好ましくない、または魅力が活かされていないと感じる場所はどこですか。好ましくない、または魅力が活かされていない理由も合わせて、3つ以内でお書きください。

- 記述者数は401人(回答者の51.2%)で、記述内容のうち、記述数上位6項目が中心市街地に関する内容となっており、その数は記述総数の7割を占めていました。
- このほかには、「空き地・空き家」「道路のゴミや街路樹の枝」「耕作放棄地」など管理不備の物件に

関することや、周辺と不調和な看板・建物についての記述がありました。

4. お住まいの地域の景観に関する設問

(1) お住まいの地域の景観に愛着を感じるか

問6 あなたのお住まいの地域の景観について愛着を感じますか。当てはまる番号に○をしてください。

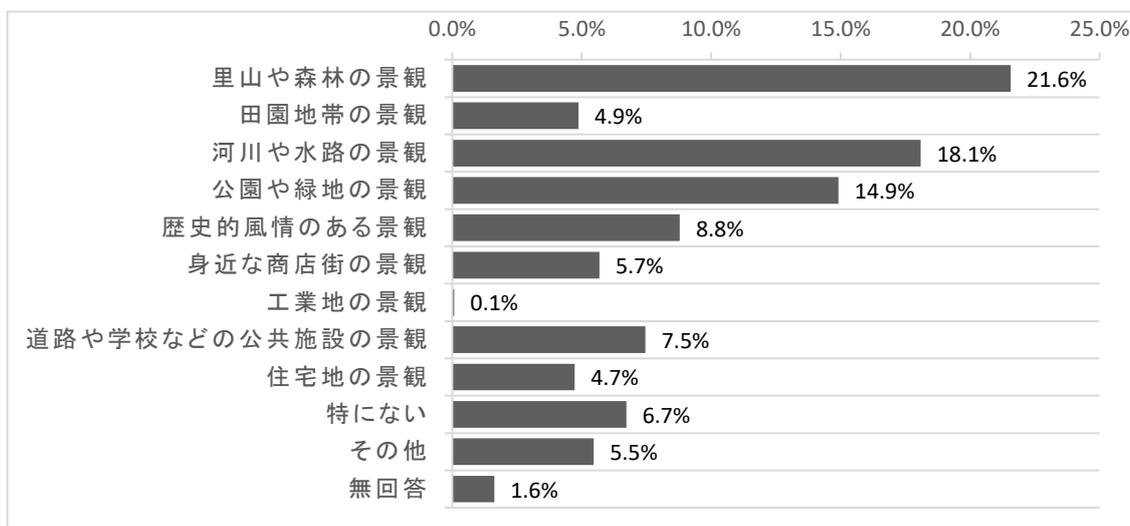
- 「少し感じる」が最も多く、50.1%となっています。
- 「とても感じる」と「少し感じる」を合わせると83.4%となっており、市民の多くは住んでいる地域の景観に愛着を持っている傾向がうかがえます。



(2) お住まいの地域の大切にしたい景観は何か

問7 あなたのお住まいの地域について、大切にしたい景観は何ですか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

- 「里山や森林の景観」が最も多く、21.6%となっています。
- 次いで「河川や水路の景観」(18.1%)、「公園や緑地の景観」(14.9%)となっています。



(3) お住まいの地域の景観に良好な影響を与えていると感じる建築物や樹木

問 8 あなたのお住まいの地域の景観に良好な影響を与えていると思う建築物、樹木などがありますか。景観に良好な影響を与えていると思う理由も合わせて3つ以内でお書きください。

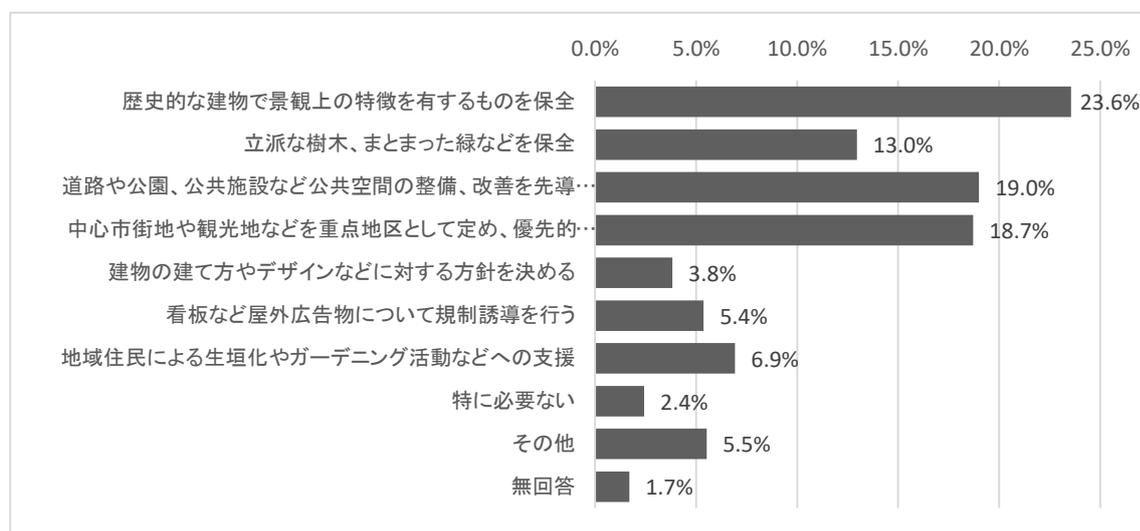
- 記述者数は370人(回答者の47.3%)で、様々な意見が寄せられました。
- 建築物では、「桐生明治館(相生町)」「賀茂神社(広沢町)」「桐生天満宮(天神町)」など地域を代表する文化財・社寺が多く挙げられていました。
- 樹木では、「サクラ」が多く挙げられていたほか、「大銀杏(境野小学校)」などの学校を代表する大樹や「崇禅寺の樹木・庭園(川内町)」「日枝神社のクスノキ(梅田町)」「栗生神社の大杉(黒保根町)」など、社寺の樹木が挙げられていました。

5. 景観に関する市の今後の取り組みについての設問

(1) 市が景観に関して行う必要がある取り組み

問 9 今後、桐生市は景観に関してどのような取り組みが必要だと思いますか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

- 「歴史を感じさせる景観上の特徴がある建物を保全する」が最も多く、23.6%となっています。
- 次いで「道路や公園、公共施設など公共空間の整備、改善を先導的に行う」(19.0%)、「中心市街地や観光地などを重点地区として定め、優先的に景観形成を進める」(18.7%)、「立派な樹木、まとまった緑などを保全する」(13.0%)となっています。

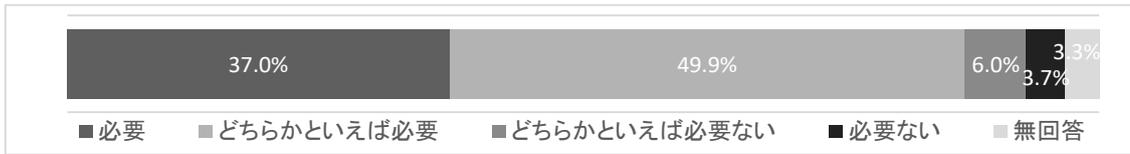


(2) 良好な景観形成のために何らかの規制・ルールは必要か

問 10 良好な景観形成のためには何らかの規制・ルールは必要だと思いますか。当てはまる番号に○をしてください。

- 「どちらかといえば必要だと思う」が最も多く、49.9%となっています。
- 「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計(86.9%)が「必要ないと思う」と「どちら

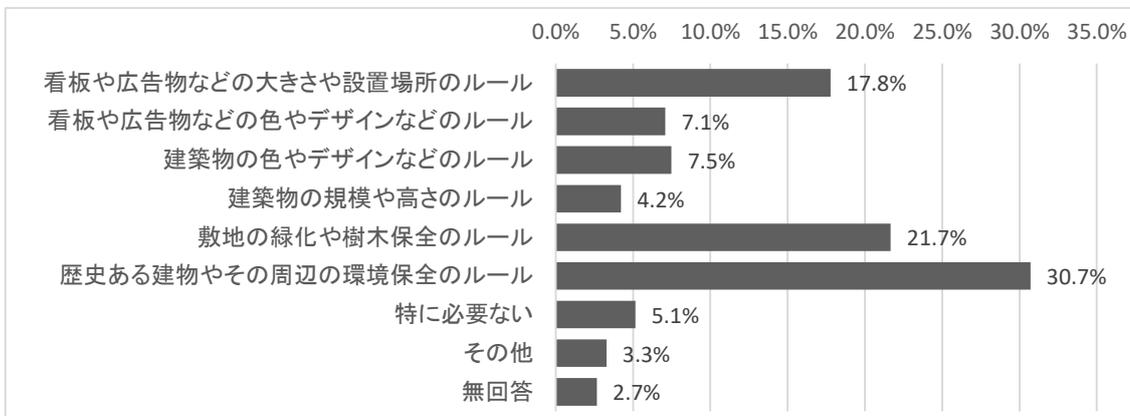
かといえは必要ないと思う」の合計(9.7%)を大きく上回っています。



(3) 良好な景観づくりを行うために必要なルール

問 1 1 良好な景観づくりを行っていくためには、どのようなルールが必要ですか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

- 「歴史的建物及び周辺の環境保全のルール」が最も多く、30.7%となっています。
- 次いで「敷地の緑化や樹木保全のルール」(21.7%)、「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」(17.8%)となっています。

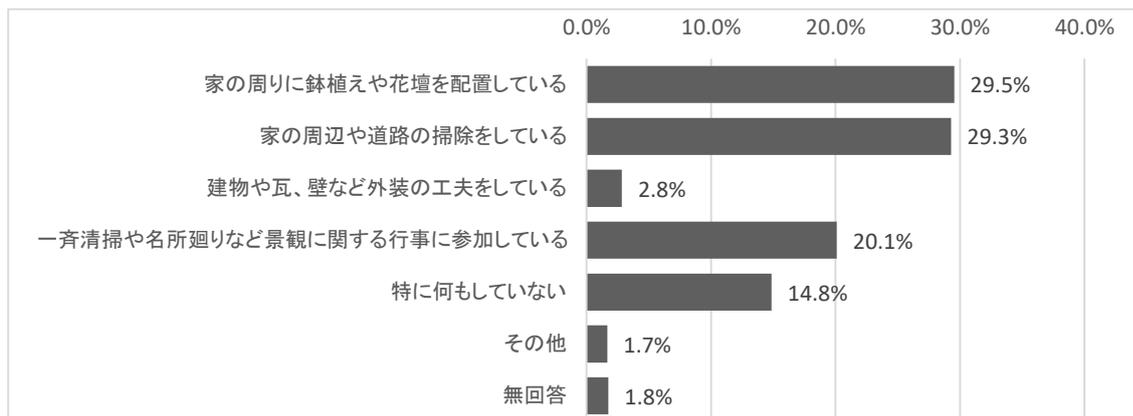


6. 市民による景観に関する取り組みについての設問

(1) 回答者が日常生活において取り組んでいること

問 1 2 あなたが日常生活において、景観づくりのために取り組んでいることはありますか。あてはまるもの全ての番号に○をしてください。

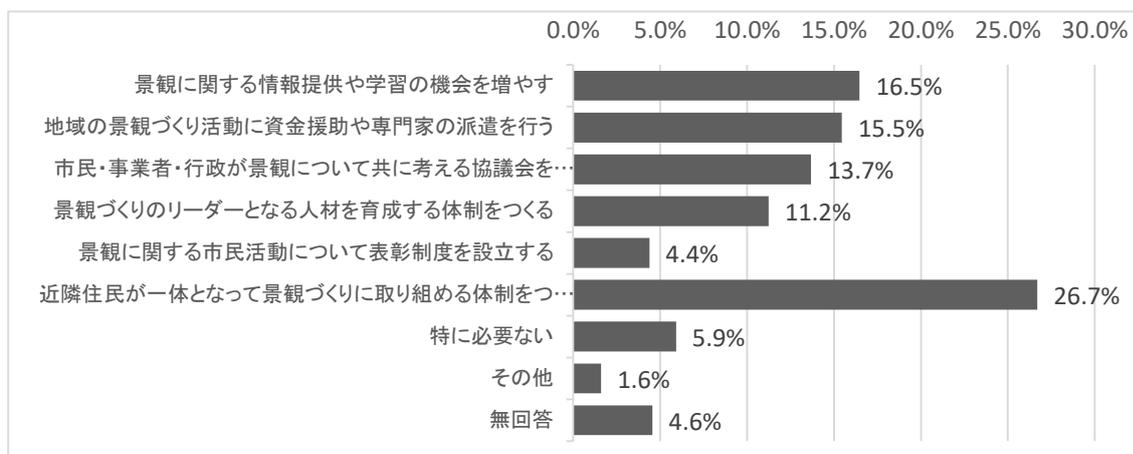
- 「家の周りに鉢植えや花壇を配置している」が最も多く、29.5%となっています。
- 次いで「家の周辺や道路の掃除をしている」(29.3%)、「一斉清掃や名所廻りなど景観に関する行事に参加している」(20.1%)となっています。
- 「特に何もしていない」という回答も14.8%ありました。



(2) 回答者が景観づくりをしていくために必要な支援策

問 1 3 あなたは今後市民が景観づくりの活動をしていくためには、どのような支援策が必要だと思いますか。特にあてはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

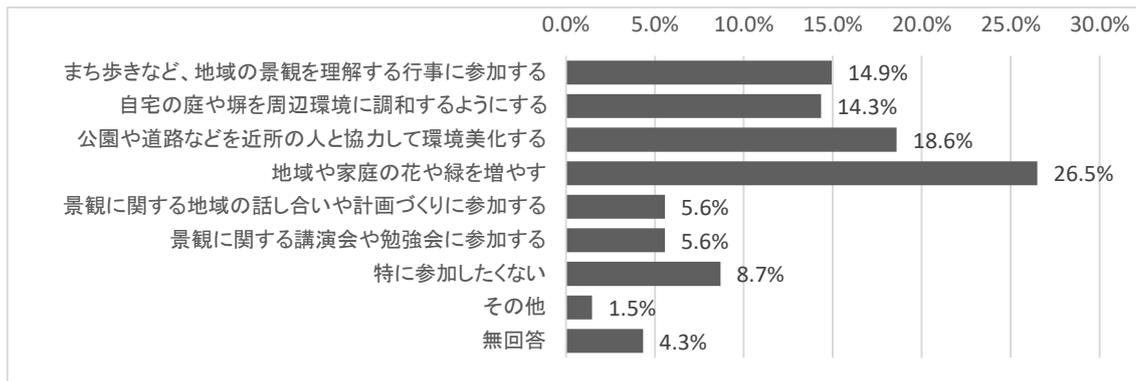
- 「近隣住民が一体となって景観づくりに取り組める体制をつくる」が最も多く、26.7%となっています。
- 次いで「景観に関する情報提供や学習機会を増やす」(16.5%)、「地域の景観づくり活動に資金援助や専門家の派遣を行う」(15.5%)となっています。



(3) 回答者が今後取り組みたいこと

問 1 4 あなたは今後どのような景観づくりに取り組みたいと思いますか。特にあてはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

- 「地域や家庭の花や緑を増やす」が最も多く、26.5%となっています。
- 次いで「公園や道路などを近所の人と協力して環境美化をする」(18.6%)、「まち歩きなど、地域の景観を理解する行事に参加する」(14.9%)、「自宅の庭や塀を周辺環境と調和するようにする」(14.3%)となっています。
- 「参加したくない」という回答も8.7%ありました。



7. 自由意見

問 1 5 その他、景観に関してご意見などありましたら、以下の欄に自由にご記入ください。

- 自由意見として 140 件(回答総数の 17.9%)の記述があり、様々な意見が寄せられました。
- 景観に関する意見について分類すると、「まちの活性化に関すること」「市民参画に関すること」「公共施設に関すること」「景観保全に関すること」「市の景観アピールに関すること」に分類できました。
- 「まちの活性化に関すること」としては、商店街の活性化、空き家対策、市の活性化、耕作放棄地対策、地場産業の振興などが挙げられていました。
- 「公共施設に関すること」としては、道路管理(雑草、ベンチ、街路樹など)の徹底、電線類の地中化、河川堤防への桜の植樹、大規模公園の整備、緑道の整備、街灯の整備、公衆トイレの管理徹底などが挙げられていました。
- 「景観保全に関すること」としては、歴史景観の保全・整備、自然環境の保全、景観(色彩・意匠・看板等)の統一、開発等に伴う樹木伐採の抑制、野立て看板の禁止などが挙げられていました。
- 「市の景観アピールに関すること」としては、歴史景観の PR、わたらせ渓谷鉄道の観光 PR、映画口ケ地の活用などが挙げられていました。

桐生市景観計画等策定体制

1. 桐生市景観計画策定委員会 委員（敬称略）

役職名	氏名	備考
会長	及川 康	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 准教授
職務代理	久保田 恵美子	桐生大学短期大学部アートデザイン学科 教授
委員	蟹江 好弘	足利工業大学 常勤理事
委員	池田 和夫	(一社)群馬建築士会桐生支部
委員	駒場 功	桐生市みどりと花の会
委員	荒島 スミ子	ファッションデザイナー
委員	人見 武男	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月～平成 27 年 7 月)
委員	渡辺 修	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月～平成 27 年 7 月)
委員	荒木 恵司	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月～平成 27 年 7 月)
委員	伏木 康雄	桐生市議会議員
委員	工藤 英人	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月～策定完了まで)
委員	田島 忠一	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月～策定完了まで)
委員	久保田 裕一	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月～策定完了まで)
委員	若田部 純一	桐生土木事務所長(平成 25 年 9 月～平成 27 年 3 月)
委員	松岡 利一	桐生土木事務所長(平成 27 年 4 月～策定完了まで)

※策定委員会の設置については、桐生市都市景観条例第8条第4項の規定により、「桐生都市景観形成基本計画の変更にあたっては、あらかじめ桐生市都市景観審議会の意見を聴かなければならない」ことを踏まえ、桐生市都市景観審議会を策定委員会として策定を行いました。

※任期の記載がない方の任期は、設置から策定完了までとなります。

2. 桐生市景観計画庁内検討委員会 委員

役 職	所 属	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
委員長	都市整備部長	柳田 政弘	柳田 政弘	對比地 一明
副委員長	都市計画課長	武井 達夫	武井 達夫	小澤 悟
委 員	企画課長	新井 利幸	和佐田 直樹	和佐田 直樹
委 員	重伝建まちづくり課長	佐瀬 勝彦	鈴木 宏	鈴木 宏
委 員	総務課長	青木 哲	青木 哲	青木 哲
委 員	財政課長	桂川 正幸	戸部 裕幸	戸部 裕幸
委 員	環境課長	小島 雄二	田村 和裕	富澤 広幸
委 員	福祉課長	大津 豊	助川 直樹	助川 直樹
委 員	産業政策課長	田村 和裕	関口 郁雄	関口 郁雄
委 員	農業振興課長	田村 正夫	南山 圭一	南山 圭一
委 員	土木課長	中島 数明	小澤 悟	坂本 英樹
委 員	公園緑地課長	丸山 勝	丸山 勝	下山 達矢
委 員	建築住宅課長	藤生 英樹	藤生 英樹	藤生 英樹
委 員	新里支所地域振興整備課長	谷 敏明	谷 敏明	篠原 章
委 員	黒保根支所地域振興整備課長	小林 靖和	星野 健司	星野 健司
委 員	水道局工務課長	矢野 知彦	矢野 知彦	矢野 知彦
委 員	教育委員会総務課長	宮山 始	佐復 正志	小泉 仁彦
委 員	教育委員会スポーツ体育課長	久我 敏雅	小泉 仁彦	新井 敏彦
委 員	教育委員会文化財保護課長	小関 賢一	小関 賢一	小関 賢一

○桐生市景観計画庁内検討委員会設置要綱

(平成 25 年 9 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 桐生市景観計画(景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 1 項に規定する景観計画をいう。以下「景観計画」という。)の策定に関し必要な事項の調査、検討及び調整のため、桐生市景観計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観計画の原案の検討及び庁内の調整に関すること。
- (2) その他景観計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表の職にある者をもって組織する。

(委員会)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には都市整備部長を、副委員長には都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総括し、会議の議長を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、景観計画の策定が完了するまでの期間とする。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

職 名	職 名	職 名
都市整備部長	都市計画課長	企画課長
重伝建まちづくり課長	総務課長	財政課長
環境課長	福祉課長	産業政策課長
農業振興課長	土木課長	公園緑地課長
建築住宅課長	新里支所地域振興整備課長	黒保根支所地域振興整備課長
水道局工務課長	教育総務課長	スポーツ体育課長

桐生市景観計画 策定経過

	年月日	内 容	備 考
平成 25年	4月1日	桐生市が景観行政団体となる。	
	9月1日	桐生市景観計画策定委員会を設置。	
	9月1日	桐生市景観計画庁内検討委員会を設置。	
	9月26日	第1回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	10月8日	第1回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	11月1日 ～11月20日	「桐生市の景観・歴史まちづくりに関するアンケート」を実施。	
平成 26年	2月19日	第2回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	3月7日	第2回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	5月30日	第3回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	6月30日	第3回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	7月～10月	市内全域の色彩調査を抽出調査により実施。	1485物件 3036色
	10月21日	第4回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	11月20日	第4回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
平成 27年	1月27日	第5回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	2月19日	第5回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	3月6日	桐生市景観計画及び桐生市景観条例、桐生市景観条例施行規則並びに桐生市景観審議会運営規則の原案に関する中間答申を受ける。	
	3月11日	桐生市景観計画及び桐生市景観条例、桐生市景観条例施行規則並びに桐生市景観審議会運営規則の原案を決定。	
	7月10日 ～8月10日	桐生市市民の意見提出手続に関する条例に基づき、桐生市景観条例(原案)、桐生市景観計画(原案)について意見提出手続を実施。	意見の提出件数 条例：1名 33件 計画：1名 79件
	7月15日 16日 22日 23日	住民・事業者を対象に説明会を開催。 (住民対象) 7月15日午後7時から 新里総合センター第1会議室 7月16日午後7時から 市役所本庁舎 605 会議室 7月23日午後7時から 山村開発センター研修集会室 (事業者対象) 7月22日午後7時から 市役所本庁舎 605 会議室	出席者数内訳 15日 18人 16日 5人 22日 37人 23日 23人 ※16日は台風により荒天

平成 27 年	9月1日	第6回桐生市景観計画庁内検討委員会の開催通知と併せ、住民意見反映措置の結果の取扱いについて、桐生市景観計画庁内検討委員会委員へ意見を求める。	
	9月14日	平成27年9月1日付で桐生市景観計画庁内検討委員会委員へ意見を求めた件について、委員から意見の提出が無かったため、第6回桐生市景観計画庁内検討委員会は本書面協議により協議を了したものとし、会議の開催は中止する。	
	10月15日	第6回桐生市景観計画策定委員会を開催。 住民意見反映措置の結果を踏まえ、景観計画・景観条例を原案のまま案とする事について承認。	
	12月16日	桐生市景観条例が桐生市議会において可決される。	
	12月22日	第57回桐生市都市計画審議会に桐生市景観計画(案)を諮問し、承認を得る。	
平成 28 年	1月25日	桐生市景観計画を決定。	
	4月1日	桐生市景観条例及び桐生市景観計画を施行。	

桐生市景観計画

平成28年4月1日発行
桐生市都市整備部都市計画課
〒376-8501
群馬県桐生市織姫町1番1号
TEL : 0277-46-1111(代表)

